

二、昨年八月新しく歯科が新設されているが好評を受け利用者も漸次増加していることは結構である。なお小児科、産婦人科、歯科の患者利用の状況は次表の通りであるが、各科は何れも医師一名で運営上支障を來なし、又患者へ甚だしく不便を与えていたようである。少くとも県立病院として將來業績の向上を図る上から見てこれ等の点につき再考すべきものと思う。

科 目	患 者 利 用 状 況			備 考
	外 来	入 院	合 計	
小兒科	三、三一一	人 八二八四、一三九	人 四月と一月	
産婦人科	三、三七〇	一、三一六四、六八六	四月と一月	
歯科	二、一九九	一〇三三、三〇二	八月新設	

三、看護婦養成施設については二、三年前來の懸案であつたが、偶々昭和二十五年度において最少限度の経費六拾七万余円を折角予算化しているにもかかわらず、設置基準の点で中央の認可が困難、されば遅に見送つて

四、会計経理その他の事務中改善すべき点次の通りである。

(1) 現金出納簿の記帳を收入科目別にしており、しかも納額告知書收入分をも記帳しているので收入簿と同様のものとなり、現金出納簿の性格を没却している。又能率的に見ても適当でないので改むべきである。

(2) 診療患者で診療料金を未拂の儘帰宅した場合の未収金が一月末現在において参万七千余円あり相当件数に亘つていて、これを全然調定していない。

とは、收入金取扱上適当でない、を改善すべきである。

(3) 入院患者の治療費、室料、食費弁償金の指定期限内に未收のものを係員がメモ式に記録しているが、

收入調定元帳の補助簿として明確に記録し收入整理

することが肝要である。

(4) 國民健康保険、各共済組合、各事業場別健康保険或いは生活保護法による町村別医療扶助等の医療費請求及び收入を明確にするため、これが口座別の出納簿を設置しておくことが緊要である。本項は前回監査の際指摘しているも未だ勵行されていないのは遺憾である。

なお医療扶助の町村別金額の不明のもの及び收入の甚敷く延引となつてゐるもの、或いは労災災害保険による医療費未收の延引されているもの等が相当あるが、会計年度切迫のをりから收入整理に努力すべきである。

(5) 國民健康保険、健康保険等社会保険による診療料

金の請求は一ヶ月を纏め基金事務所に請求しているが、之が審査後の払込通知の確認不充分のため県金庫払込が遅延する傾向にあるので該通知を厳格に取り扱い県金庫への払込を迅速にすべきである。

(6) 十一月分請求の政府管掌、共済組合負担の診療料金參拾七万五千七百八拾九円の中、九万四千六百四拾五円は食費弁償金につき科目更正すべきである。

(7) 主食購入に際し配給所に対する発注量と受入量、未受領分の記録をしていないが、これを適確に把握するため外食券分、特配分、普通米穀通帳分の区分毎に記録簿を設けて置くことが肝要である。

(8) 三食別の給食需用傳票は各科よりの報告により給食係が作製しているが責任ある報告にせしむるには各科において需要傳票を作製せしめ給食の適正を期することが肝要と認む。

(9) 紙食施設の拡充を図るべきである。例えは倉庫について謂えば主食は三、四日分量を格納し得る程度で副食物も乾物、調味品、野菜と混同貯藏し整理も

しまい、この経費の半額を臨時看護婦手当と諸雜費の目的外支出をし今日迄養成所の設置を見ずにいることは甚だ遺憾である。

昭和二十七年度再び予算化し看護婦並びに準看護婦十五名の養成計画をし、又これを收容する寄宿舎を新設する予定のようであるが、看護婦不足の際豫ねての懸案事項でもあるので早急実現するよう努力すべきである。

00108

困難を極めているようで現在の收容数及び今後の給食收容予定数から勘案しても現施設では甚だ狹陥であるので早急擴充整備すべきものと認める。

(10) 食費弁償金二件壹千四百円の調定済があつたが整理すると共に今後嚴重注意すべきである。

(11) 物品の保管々理責任を一段と厳格にすべきである。課の形態をなしてゐる本院において現在物品出納員一名任命しているが、各科とも物品出納員を任命し保管々理させることが実情に即応するものと認められるので考究すべきである。

(12) 薬品の出納記録状況が不充分につき厳格に記帳し出納を明確にすると共に適正を期するよう留意すべきである。

(13) 元当病院分院敷地(市内吉方)の中若干を附近住民に貸付し年四百八拾円の賃料を收入しているが賃貸借契約書も見当らないし、又過般公立學校職員共済組合に譲渡することとなつてゐる地域中にこれが含まれているかどうか不明、つたので判然としきである。

(14) 当院内賣店使用料として賃貸し月額參百円を收入していくが、これが契約書も作成していないようであるから確然と賃貸借契約を締結しておくべきである。

(15) 昨年監査時入院患者よりの保證金残余として手持保管の四千五百円の中その後五人分の貳千五百円を還付し、四人分貳千円を今なお手持保管しているが早急返済すべきである。

(16) 自動車揮發油の出納は現在運轉係員に全面的に一任し出納員は全然関与していないが、物品取扱いの責任者とし出納員が把握すべきである。

昭和二十七年三月十五日印刷
昭和二十七年三月十五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)

印 刷 行 島 取 縣 島 取 市 東 町
島 取 縣 島 取 市 東 町 島 取 縣 印 刷 所

03109

鳥取県公報

昭年二十七年五月十五日
外

外
土
臘
目

告示

県営冷水温障害防止施設事業委託要項を次のように定め
る。

◇告示
県営冷水温障害防止施設事業委託要項

土地改良事業計畫許定について

県営冷水温障害防止施設事業委託要項

第一 かんがい水温過冷による水稻の減收を防止し並びに増産を計るため県の委託を受け水温上昇施設事業を

第二 受託者は、事業費の六割を負担するものとする。但し、県より国庫補助率相当額を越えて委託費を交付す

るときは、委託費を差し引いた金額を負担すればよい。

第三 委託を受けようとする者は、別記第一号様式の委託申請書を知事に提出しなければならない。

第四 知事は、前項の申請書を受理し適当と認めたときは委託通知書に設計書を添付し申請者に通知する。

第五 知事は、必要があると認めたときは、計畫を変更しその他必要な指示をすることができる。

第六 委託通知を受けた者は、遅滞なく別記第二号様式の請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

一、收支予算書（別記第三号様式）
予算決議書寫

第七 受託者は工事に着手したときは、別記第四号様式の工事着手届、及び工事を終了したときは別記第五号

様式の工事完了届を遅滞なく知事に提出しなければならない。

第八 受託者は、工事の状況、その他工事施行上必要な書類及び帳簿を備えておかなければならぬ。

概算拂の請求については前項を準用する。

第九 委託費を請求しようとするときは、別記第六号様式の請求書を知事に提出しなければならない。

第十 知事は、必要と認めたときは、委託費の概算拂をすることができる。

第十一 受託者は、年度終了後遅滞なく別記第七号様式の事業成績書及び別記第八号様式の收支決算書を知事に提出しなければならない。

第十二 知事は委託費を受ける者に對して指導監督上、必要な処置をとらせることができる。

第十三 受託者が次の各号の一に該當するときは工事の委託を取消し、又は既に交付した委託費の全部、若しくは一部を返させることができる。

一、この要項に違反したとき又は不正の行爲があると認められたとき。

二、工事の施行方法が不適当であるか又は工事の停止、廃止等により、ゆん工の見込がないと認めたとき。

第十四 この要項によつて提出する書類は、すべて所轄の地方事務所長を経由しなければならない。

附 則

この要項は、昭和二十六年度分の工事から適用する。

（様式第一号）
県営冷水温障害防止施設事業委託申請書

標記事業中左記地区の執行を當（施行主体名を記入）に委託願いたいから申請致します

（様式第二号）
請 書

昭和 年 月 日 附耕第 号をもつて委託になつた左記県営冷水温障害防止施設事業を委託通知に基き施行することをお請けする。

記

地 区 名	事 業 場 所	摘要	要
昭和 年 月 日	住 所 氏 名	昭和 年 月 日	地区番号 地区名 施行場所 昭和 年度事業費 一次分 一二次分 摘要

知 事 殿

昭 和 年 月 日

地 区 名 事 業 場 所 摘 要

記

知 事 殿

昭和 年 月 日 住 所 氏 名

回

00112

(様式第三号)

昭和 年度第

次收支予算書

ト 收 入

科 目 予 算 額 摘 要

口 支 出 予 算 額 摘 要

科 目	予 算 額	摘 要

(様式第四号) 工業着手届

昭和 年 月 日附第 号をもつて委託通知

になりました県営冷水温障害防止施設事業は昭和 年

月 日工事に着手したのでお届けします。

昭和 年 月 日

知 事 殿	地 区 番 号	名 印

地区番号	地区名	事業施行場所	委託費	摘要

(様式第六号)

県営冷水温障害防止施設事業 委託費(概算)請求書

昭和 年 月 日附第 号をもつて委託通

知になつた左記委託費別紙関係書類を添え請求致します。

記

地区番号	地区名	事業施行場所	委託費	摘要

00113

(様式第七号)

昭和 年度第 次事業成績書(事業予定書)

地区番号	種 别	予定事業量	施 行 量	摘 要
計	堰堤工			
余水吐工			

(様式第八号)

昭和 年度第 次收支決算書

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要

備考、補助金・寄附金、雑収入等は附記欄に詳細説明すること。

口 支 出

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要

備考、予定の数量を終了しなかつたものについてはその理由を摘要欄に記入すること。

号 外

◇鳥取縣告示百三十九號

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営佐野川用水改良事業に關し、土地改良事業計畫を定めた。よつて同法同條第三項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六十條において準用する第十六條の規定により、次とおり公告する。

昭和二十七年三月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、縱覽に供すべき書額の名稱

県営佐野川用水改良事業計畫書の寫

二、縱覽期間

昭和二十七年三月十六日から同和四月四日まで

三、縱覽の場所

西伯郡幡鄉村役場

" 尚徳村役場

昭和二十七年三月十五日印刷
鳥取縣公報（昭和四年四月十五日發行）
第三種郵便物認可
印 刷 所 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取
昭和二十七年三月十五日發行

四、異議の申立
利害關係人において當該土地改良事業計畫に対し
て異議があるときは縱覽期間滿了後十日までに書
面をもつて知事に申し立てること。

00113

鳥取県公報

昭和二十七年三月十五日
号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

同 前 田 玄 一
木 南 貞 治
監査執行個所
智頭保健所 昭和二十七年二月八日
氣高保健所 同 年二月八日
山守診療所 同 年二月十一日
標準米子保健所 同 年二月十四日
根雨保健所 同 年二月十五日
鳥取保健所 同 年二月二十日
倉吉保健所 同 年二月四日

監査概評

◆監査公告
昭和二十六年度にかかる各保健所等の定期監査結果
公表

監査公告

◆監査公告第六十六号
昭和二十六年度にかかる各
保健所及び診療所の定期監査を執行したのでその結果を
次の通り公表する。

昭和二十七年三月十五日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 晴 鏡

今回縣下六保健所と山守診療所にかかる昭和二十六年度
定期監査を執行したのであるが、從來市街地にある鳥
取、米子兩所は所屋を初め内容設備或いは人員機構共に

00116

概ね整備充実し、保健所活動も又活潑であるが郡部に屬する倉吉、根雨、智頭、氣高の各所は凡てにおいて惠まれていないものがあつた、しかし關係當局の熱意と努力により、本年度において倉吉根雨の兩保健所の所屋の新築成り、内容的に見て一應面目を施す段階に到つた、更に又近くこれ等に對する設備内容も整備充実されるようであるが、これを保健所別に見れば先づ智頭の出張集團検診用としてダットサンが配置されることになつており、これで自動車は縣下各所に全部配置となり、又米子の断層X線装置、根雨の、五〇〇ミリX線装置と携帶用X線、倉吉に歯科用機械器具の整備、米子に歯科用X線装置、鳥取、倉吉に電気冷蔵庫、氣高、根雨、智頭に各暗視野装置等々總額六百六拾余萬円の經費を投じ概ね各保健所の設備内容も充實されることになつたことは縣民の保健衛生上眞に欣ばしい限りである。

しかし本年度における各所の事務事業實態を検討するに未だ到らざる點があり將來努力と工夫研究に俟つべきものが次の通り見受けられるので關係當局と理事者の善處の保健衛生上眞に欣ばしい限りである。

一、過去監査の際指摘しつゝけて来た事がらであるが保健所勤務醫師の待遇が他の醫療關係機關のそれに比較して劣つてゐることである。

現地における相當過重の勤務である點特に所長醫師の場合専門技術の外に行政面の苦勞も伴なつてゐること等を併せ考えるとき待遇に考慮の余地が認められる、これが原因して醫師の轉退職も兎角頻繁であるが一旦轉退職によりその後任を補充せんとしても採用は伸び困難であり、延いては保健所運営上に大なる支障を生じてゐることは過去の例によつて見ても明かである、この點深く省察し何分の考慮が望ましい、しかして將來職階制が實施される際考究されることを期待する。

二、各保健所に諮詢機關としてそれより運営協議会が設けられているが、その活動は到つて低調で各所長の相談相手になつてゐない。

各所長共抱負絶縁を待つてゐるが、その批判乃至は協

00117

力的役割を持ち又管下市町村民の保健所たらしめるための當協議会の活潑なる活動こそ最も好ましいので、これが豫算等について當事者の配慮が望まれる。

三、保健所の重要な業務の一環として保健婦の活動が挙げられるが、日常におけるクリニック出張集團検診

とかその他の内部事務に追われ管内における自宅療養者、母子その他の家庭に對する巡回訪問指導も充分と謂えないものがある。他面各町村にも保健婦設置町村は數える程度で縣下全般的に見て家庭巡回訪問による指導相談が不充分と認められるので各保健所共保健婦の内部事務を抑制し巡回訪問指導の活潑化を圖ると共に管下町村の保健婦設置についても極力勧奨するよう配慮を望みたい。

四、社会醫療事業については昨年監査に言及したところ

で、漸次成果を挙げつゝあるも一般の認識も未だしの感があり、折角の本事業の存在を知らないものもあることより確察されるので、今後更に啓蒙に努力する必要

がある、特に社会福祉事務所制度が縣及び地方事務所

を要望致したい。

記

に創設されてゐる。今後はこれと緊密なる連絡を圖り疾患による困窮者の相談救濟に一層努力される様希望致したい。

五、何れ地方自治法が改正され衛生部は設置任意部となる模様であるが各保健所としては設置任意部となる場合と雖も獨立部必置方の強い要望がある。併せて現在の兼任部長を早急專任部長に切り替えて貰いたいとの聲も出でてゐる位であるが現在の相当量のしかも直接民衆とつながりの多い重要な保健衛生業務をようし、漸く軌道に乗りかゝつてゐる本行政の崩壊を憂慮しての強い要望と推察され、直接本業務を担当する第一線機關としては当然の要望と考えられるので、その意を取次いで置きたい。

六、事務の處理状況の中特に經理關係事務で不充分の點が見られたが、各保健所の概ね共通する事項は次の通りにつき工夫改善するよう希望する。

(1) 診療者の保健所使用料、その他料金の未拂の儘歸宅した場合の未収金整理簿の設置がなかつたり又は

00118

整理記録の不充分のものが認められたがこれを設置し厳格に記録しておくべきである、又智頭、倉吉兩保健所は措置傳票を單葉傳票にしていたが未拂者の確認にも必要であるので他所同様複寫式にして統一を圖ることが肝要である。

(2) 漸次改善されつゝあるが使用料及び手數料等收入金を窓口領收後縣金庫え拂込期間迄の手持保管期間は米子を除く他は何れも概ね長期に失するものと認める。事故の未然防止等の觀點からしても、これ等の收入現金は急速に縣金庫え拂込むよう留意すべきである。

(3) 各種收入金を現實に收した際調定する傾向にあるが收入事実の発生の際收入、未收入の如何を問わず、凡べて調定手續をし確認すべきである。

従つて從來の取扱いでは、未收金が帳簿上に現れず且收入の確実を期することが困難である。甚だしいのは收入係で未收額、未收先を全然確認していないものさえあるので嚴に注意すべきである。

(4) 集團檢診料金或いは豫防接種法による薬品代金繰替金その他の收入金その他の收入金で納額告知書により收入措置すべきものもあるが、これ等を總べて窓口領收に依存したために納入者の不便と未收額の増嵩を生じせしめている傾向が見受けられるが適當でないので今後改むべきである。

(5) 薬品類、衛生材料等の出納と殘數の確認が不充分であり帳簿上の不突合のものが多い。これは出納員、藥局担当職員その他使用者間における連絡不充分のための事務上の、すさんに原因しているものと認められる。

凡そ物品の取扱いになると觀念的に放慢になる傾向があるので、この點嚴に戒心すべきである。

(6) 畜犬登録のための鑑札及び狂犬病予防注射済証の縣よりの受入れ或いは町村及び個人との交付拂出による日日の出納記録をしていないが、これは現金に等しい性質のものであるから出納簿を設け出納を明確にして置く必要を認める。なお登録及び注射記録

00119

の台帳も各所が區々に亘つてるので統一を圖ることが肝要である。

(7) 支出科目にしても收入科目にしても相當數誤つてゐるものがある。これ等は係員の一寸した注意で改善されることがらであるから將來注意を望んで置きたい。

◆ 智頭保健所 昭和二十七年三月八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 前 田 玄 一

監査概況

一、當保健所は八頭郡一円を管轄し、郡家町に分室、若櫻町に支所を設置しているが支所及び分室の保健所活動は人員の關係もあつて余り活潑とは謂えない。本所は在地については過去の監査の際指摘したこともあるが地理的に見て適當地とは謂えない。郡民の利用度、施設を最高度に發揚させるためにも郡民の移轉に對する要望もあるおりから近き將來移轉を考慮さるべきである。

二、近時人工妊娠中絶の著しい増加を見ている際一面母性保護の點と又人工妊娠中絶の種々の弊害を排除する觀點から受胎調節モデル地區を指定し講習会及び幻燈会を開催する等して教育に努め相當成績を挙げているようであるが今後一層指導し普及化に努力を希望する。

三、法定傳染病中眞性天然痘が管内中私都村に昨年六月、十名の發生を見た（内三名死亡）ことは甚だ遺憾であつたが當所は並々ならぬ努力をすると共に縣並びに鳥取保健所の協力により豫防々疫につとめた結果他町村に蔓延せしめず此の程度で喰止めたことは不幸中の幸であり結構であつた。

四、當所に設置してあるレントゲンは開設以來のもので相當老朽となり年々修繕料に拾數万円を投じてゐる實状にかんがみ更新することも考うべきである。

五、經理その他事務の處理狀況は概ね良好であつたが左記事項留意すべきである。

(1) 診療に伴う措置票を單葉傳票にしているが複寫式

00120

にするよう考究すべきである、これにより收入金の整理及び未拂者の確認を圖る上にも極めて必要と認めめる。

- (2) 保健所使用料（診療料）未拂者に對する記録整理が不充分につき、これが簿冊を整備しておくこと。

なお未收金が貳拾萬參千余円（一月末現在）ありそ

の中には昨年四月乃至七月頃の旧もの、未收分が相當見られたが收入に一層努力が必要と認む。

- (3) 食品衛生法による飲食店營業許可申請書關係書類の編さん状況は乱雑であり又許可台帳も正規の様式になつてないので何れも整然とすること。

- (4) 予防接種法による町村その他えの各種薬品繰替金の收納措置が非常に緩慢であり豫算面から見ても收

入状況は悪く一月末現在四万四千七百拾円延町村數

れが薬品代も町村或いは學校等え交付の都度調定せず收入の際調定しているが適當でない。

- (5) 豫防接種法による町村その他え交付に當り交付數

00121

状態であるが、その活動状況は漸次活潑化している、然しながら一般行政區域との關係もあつて氣高郡一圓を管轄しているものの、鳥取市附近の各町村民が、交通不便な上、市部に比べて施設内容の不完備な當保健所を充分に利用するということには相當の無理があると考えられ又諸般の保健所業務執行上の隘路もあるので、これ等を併せ考へ將來地方事務所の統合等行政組織の再編成とともに保健所の管轄区域等も根本的に検討すべきであろう。

二、當所の職員配置状況は定數二十五名に對し現員は主事二名、技師二名（獸醫師一、藥劑師一）雇傭人一四名（保健婦六、雇七、傭人一）計十八名であり、この外、所長（兼任）及び非常勤嘱託醫師一名その他賃金

傭人九名あり、結局技術吏員六名、雇二名、計七名の欠員を生じている状況であつて、人事配當に考慮すべき点が多い。

(1) 所長は衛生研究所長の兼任となつてゐるが、専任所長を置き、運營の萬全を期すべきである。特に兼

量の決議書のないものがあつたが代金收入の關係もあるので決議書により明確にして置くことが肝要である。

(6) 接種用薬品の受拂簿に次の通り記帳簿のものがあつたので整理すること。

二六年八月四日 五〇〇〇腸バラ

(7) 当所は投薬をしてゐる關係もあり薬品の出納は今一層厳格にすべきである。

(8) 出張旅費にして相當件數の未拂のものがあつたが支拂の迅速に留意が望ましい。

◆ 気高保健所 昭和二十七年二月八日監査

監査委員 山上 営・鏡

同 木南 貞治

監査概況

一、當所は管内の地勢的環境と交通の關係等に影響され東部各町村に殆ど來所相談又は受診等積極的利用者が少く西部各町村に偏重している傾向であり、従つて當所の運営はいきおい出張巡回業務に重點を置くといふ

(2) 任所長に對する俸給料、諸手當等を當所の經費中より支辨すると謂つた矛盾も見られ適當と認め難いので考慮を要する。

(3) 当所には常勤の醫師が全くない状況で、隨時、県立中央病院、或いは日赤支部病院等の應援を得て業務を執行している程度であり、獨立した機能を備えていない點が指摘されるが、欠員を補充して陣容の整備をはかることが緊要と認める。もつとも待遇その他の關係により困難なものがあると思はれるが、この際、整備統合等によつて人物、物的內容の充實強化をはかることが痛感され郡部保健所業務に對する關係當局の慎重なる考慮が望ましい。

(3) 當所雇七名中二名は派遣生として、女子栄養短期大學及び、日本女子齒科厚生學校にそれぞれ在學中であるが、これは昭和二十六年三月新制高校卒業生を縣に採用し（四月二日附鳥取保健所勤務）その後、當所に勤務替したものであつて、當所とは何等關係がなくその内容についても、當所は關知してい

00122

ない模様である。前述したように、欠員の多い當所に對して、更にこのような、名目的職員によつて定數及び豫算を負担させることは考究の余地がある。

右の例は根羽保健所にも見られるが、これらは一應人事課又は衛生部主管課に保留し俸給々料等も本廳において支出すべきが妥當と考えられるので考慮された。

三、當所管内町村の國民健康保険制度に對する認識が昂く殆ど全町村に保健婦を設置しており、未設置は僅か鹿野町のみといふ好成績であるがこれは、昨年度未設置六ヶ町村に對し、本年度において、當所保健婦を三ヶ月間右未設置町村に派遣して家庭訪問、巡回指導等に當らせた結果好評をうけ町村側も保健婦設置の必要性を痛感し現在の成績となつたものであつて、當所の措置は當を得たものと認め喜びに堪えない。なお當所の保健婦は現在六名であるが町村の保健婦と連けいし、積極的に活動してはいるものの、管内の保健衛生

00123

概ね良好と認めたが社会保険制度による使用料、集團検診に伴う使用料等の調定、請求及び收入に一層明確を期し特に未収額貳拾貳万九千余圓の收入措置については格段の努力を望む。

七、醫藥品衛生材料等の出納について適確を期するよう事務處理の改善に留意すべきである。

◆山守診療所 昭和二十七年一月十一日監査
監査委員 岸本政嘉 同 山上吟鏡

一、本診療所は無医村を對象とした醫療施設として昭和十五年に設置され、爾來健康相談、一般診療等に從事し所長外職員は晝夜を分たず奮闘し村民の保健治療に貢献していることを認めた。

二、本所長は前所長の後を受け一月十六日付任命、爾來熱心に診療に從事漸次村民の信望も高まり利用患者も從前一日平均五、六名程度のものが二十名前後にまで増加していると謂つた好ましい状況にあることは結構である。

状態より見て不充分と考えるので今後巡回指導の萬全を期するよう一層の努力を望む。

四、當所の結核豫防に對する活動狀況は順調である。本年度は昨年度に引き管内全町村民を對象に集團検診を企圖し、嘱託醫師及び他の應援を得て、十二月末日現在、十七ヶ町村の一般住民と、各學校、事業場等につき實施し、殘餘の九ヶ町村につき年度内実施を計画していたが、各高、中、小學校に對しては、第二次検診を實施している状況であつて成績良好と認めた。

五、當所はトラコーマ対策に特に意を用い日赤支部病院、県立中央病院及び管内逢坂村田中醫師等の協力を得て集團検診治療を實施し更に當所及び町村保健婦の家庭訪問指導と相まつて、相当の成果を挙げていることは結構である。なお、治療用の薬品代として僅かを縣費で支出しているが検診治療費は日赤支部病院その他のお意により無料奉仕されており検診關係者に對し謝意を表したい。

六、事務の執行狀況は昨年度に比べ、或程度改善され、

である。又當所は休診日（休、祭日）及び診療時間以外の診療に從事しその勞苦も並々ならぬものと認められる。

三、本所は以前より結核村として指折され一時減少の段階にあつたが倉吉保健所の應援を得て中小學校及び部落民に對し集團検診した結果以外に罹病者の増加していることが發見され憂慮されている。しかしてこれが豫防乃至治療対策については躊躇しているようであるが醫療施設及び設備不充分な當所では充分な治療は到底不可能であり、早期發見のためレントゲン程度は配置し豫防措置を講すべしである。

四、當所は山村当局の好意と協力により村費三十二万三千餘円を以て、薬品、往診用自轉車、ストーブ等を購入し又目下電話架設方申請中のようであるが之等により愈々使命達成に拍車をかけるものとして欣ばしい。なお當所は近く村營移管の模様であるが結構な事と認める。しかし移管の場合は次の點考究留意すべきである。

00124

(1) 診療所使用料で十二月末現在未収額として國保、健保による診療料の内目下請求中のものが九万八千一百七十八円あるが早急收納整理すべきであり引継の際は貸權債務を明確にすべきである。

(2) 備品その他薬品等にして物品出納簿に記帳洩れのものがあり整理も不充分であつたが嚴重に整理し引繼に遺憾のないようにされたい。

◆標準米子保健所 昭和二十七年二月十四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 啓 鏡
同 前 田 玄 一
木 南 貞 治

姪婦健康診断受診數(月平均)
昭和二十五年度 当 所 六四七人(昭和二十七年)
昭和二十六年度 全國平均 五三人
参考 全國第二位 大阪府 一一四人

一、當所は一昨年八月再建以來、施設内容の整備充實と業務運営の改善向上に留意し、モデル保健所としてその名にふさわしい業績を挙げつゝあることは、所長以下職員一同並びに關係者の努力と一般縣民の自覺による協力の結果であり眞に欣ばしいことである。今後更

要請もあり、週一回検診を實施しているようであるが、受診成績もよく、當局の信賴を得ているようである、この結果として保健所使用料收入済額二百七十七万七千余圓(昭和二十七年一月末現在)中性病関係の使用料は一百二十九万三千余圓(細菌検査所使用料を含む)となつてゐる。

四、當管内で保健婦を設置している町村は僅かに上長田、大山の兩村のみでありこれは國民健康保険の不振によるものである。一方當所の保健婦十一名のみでは巡回訪問指導に不充分の憾があるので、將來は管内全町村に保健婦設置勧奨に努力するよう特に留意されたい。

に施設の充實人員の補充強化を圖り、一層積極的活動を期するよう當局の配意を望む。

二、母子相談業務については昨年度監査の際にも特記したところであるが本年度も引継ぎ優秀な成績を受けなければならないと自覺している傾向にあり、管内姪婦の丸割以上が受診している状況で、他所の隨從を許さぬのみか、全國的に見ても最も優秀な成績となつており喜ばしい。

三、當所は管内の特殊事情により性病豫防及び検診の業務が多いが、特に大篠津地區、その他各地區における性病豫防法に基く検診及び治療については米軍部隊の

がないため不便な點が多く事務能率に支障を來しているように見受けたので、保健所業務の特殊性にかんがみ交換器を設け内線を配置するとか、又は少くとも切替装置をつけるとか、何等かの方法を講じ、業務の能率化をはかることが緊要と認めた。

七、事務の處理状況は概ね良好であり、昨年度監査の際指摘した事項についても若干改善しているが、なお次の點留意されたい。

(1) 使用料及び手數料等收入現金を金庫拂込にあたり、各月末當日分を翌月一日附の收入として處理しているのは適當でない。分割拂込をするか、又は翌月繰越して拂込もやむを得ないので、收入時日を改変することのないようされたい。

(2) 使用料及び手數料の調定について事實発生の即日調定しているのは結構であるが、國保、健保等、社会保険制度による分を含め個人に對して調定しているのは當を得ていない。これは本人負担分と社会保険によるものとを區分しそれぞれ正當債務者に對し

00126

て調定すべきである。また社会保険制度による團体負担分については、未收整理状況が不明確となる嫌があるので整理簿の記帳方法についても口座を設けて整理する等研究改善されたい。

- (3) 豊防接種法に基く輪旋醫藥品を本廳が繰替購入し、保健所を通じて各町村に配布しているが、薬品の出納、繰替金の回収等の處理に改善すべきものがある。即ち未調定十六万三千余圓があつたが、今後は配布台帳に明確に記載してその内容を明らかになると共にその都度調定し、直ちに納額告知書を發行する等して收入の迅速適確を期すべきである。
- (4) 食糧費、廣告料、負担金等又は特殊物品の購入支出に當つては購入同簿のみによらず、明細を具体的に記載し別途伺として處理されたい。
- (5) 衛生器材、機械類等は管理の責任を明確にするためにも貸興簿により貸與關係を明らかにすべきである、また實驗用家畜については、家畜台帳を整備し出納の明確を期されたい。

◆根雨保健所 昭和二十七年二月十四日監査
監査委員 岸本政嘉 同木南貞治

一、当保健所は九月新しく所屋を建築され新発足しているが機械器具不足のもの或いは各種試験検査室が未設置、又講堂に机、椅子が全然整備されていない等設備の點において未完成につき成るべく早急にこれ等に對し配意が望まれる。

二、當保健所は出納員の更迭が烈しいようであるが保健所の出納は相當複雑多岐に亘つてあるのでやむを得ざる場合の外は更迭を避けるよう考慮が望ましい。

三、經理事務は前年度に比べその處理状況は良好であるも左記事項につき留意すべきである。

- (1) 保健所使用料(診療料)の縣支金庫えの拂込が遅延の傾向にあるので今一層拂込みを早期とすること。

(2) 薬品代繰替金と現金收入の際調定しているが各市

00127

- 町村或いは學校その他え交付決定期直ちに全部調定し收入措置を探るべきである。
- (3) 収入金にして前年度分未收のものゝ繰越調定の際は各科目的ものゝ總額を一括掲上しているも、それぞれの明細を掲上し收入手續すべきである。
- (4) 備品の廢棄處分に伴ない出納簿の拂出の際はその廢棄理由を具体的に記載し稟伺することにされたい。
- (5) 郵便切手の受拂簿は枚數により出納されているが金額により出納記帳すべきである。

- (6) 一月五日現在出張旅費未支拂件數八十件の多數あつたので支拂を迅速にすること。

◆鳥取保健所 昭和二十七年二月十九日監査

監査委員 岸本政嘉 同山上海鏡

監査概況

一、當所は年々事務事業の増加しつゝあるにも拘所長初め職員の努力と一般市町村民の保健所に對する認識

の向上とにより逐次成果を挙げていることは欣びに堪えない。

二、當所に諮問機關として運營協議会が設けてあるが、活潑なる動きもみられず、低調に陥つてゐることは遺憾である。一般大衆の保健所とする為にも當協議会の活動によるところが多いので多少の経費を要しても當保健所のより良き運營と活動を促進せしむる上において運營協議会の活動を希望致したい。

三、當所の醫師は所長外四名(内長欠一名、歯科醫二名)で所長を除く他は當所就任以來何れも一年前後であるが他のそれに比較して概ね待遇が悪いので兎角勤続が危ぶまれる。從つて轉退職により欠員を生じ勝があり、その場合後任者を得るまでの相當期間運營に支障を來すことは過去の例によつても明瞭につき根本的にこれが対策を考究することが肝要である。

四、當所の廳舍施設並びに職員機構は一應A級保健所としての規格に即應しているがしかし結核豫防事業の一環した施策としてX線斷層撮影機の設置培養試験の實

施計画により透視室、滅菌室の増設の要が認められる
ので當局の考究が望まれる。

五、當所管内町村保健婦の設置状況は一市十七ヶ町村中
鳥取市、福部村、宇部野村、岩井町の一市三ヶ町村に
過ぎない。一方當所に十名が勤務しているが母子衛生
結核患者家庭療養指導その他の保健衛生指導のための
家庭訪問の完璧は困難と認められるので將來各町村に、
尠く共一名程度の保健婦設置を勧奨すべきものと
思う。

六、經理事務は不正は認められなかつたが處理上甚だ不
充分のものがあつたので次の事項につき整理若しくは
改善すべきものと認めた。

(1) 収入科目を誤つてゐるものが相当見受けられたの
で注意すること。

(2) 現金出納簿の記帳は不充分につきその都度厳格に
記帳すべきである。又納額告知書による收内金を本
簿に記入しているのは適法でない。

(3) 集團検診による保健所使用料窓口受取分を仮の

領收書により領收し縣金庫に拂込んでいるので現金
領收額と縣金庫え拂込額と一五一、二〇四円不突合
となつてゐたがこれは正規の領收証により領收すべ
きである。
(4) 畜犬登録狂犬病豫防注射手數料及び予防接種法に
よる薬品代金繰替金にして實施或いは交付の都度調
定すべきであるが收入になつたものだけその都度調
定しているため出納員は未收額を確認してはいない
のは適當でない。當該係員と連絡を密にし調定收入
の確實を期することが緊要と認める。

(5) 現金領收書綴には一連番号を附し發行の明確を期
すると共に県会計規則に示してある通り收支命令者
の認印を得ることに留意すべきである。
(6) 毒物、劇物取扱許可並びに試験手數料中調定済の
ものが四件あつたので至急調査の上調定收入の措置
すべきものと認めた。

(7) 畜犬登録に際し昭和二十六年度當初新鑑札がない
ので二十五年度残りの鑑札を一時・間に合せ交付し

新鑑札を縣より受入後これと交換し應急措置を採つ

てゐることは結構であるが二十五回度鑑札の殘數が

不明であり鑑札の出納を明確にしていいるのは適當
でない。なお浦富町え交付の鑑札一八件五四〇円は

調定せず未收のまゝとなつてゐるが早急調定收入す
べきものと認める。

(8) 諸物品の支拂費目を誤つてゐるものが散見された
が今後留意するとともに誤謬のものは直ちに科目更

正すべきである。又食糧費、廣告料その他特殊経費
の支出の場合は物品購入簿のみによらず具体的な事項
を稟伺して決裁を受けるべきである。

(9) 圖書その他備品にて出納簿に登記済が散見された
ので整理すべきである。

◆ 倉吉保健所 昭和二十七年三月四日監査

監査概況
監査委員 岸本政嘉

一、當所諸般の事務事業は概ね円滑に執行しており所長
は陣頭にたち職員はこれに協力して漸次業績の向上を

が今後留意するところに誤謬のものは直ちに科目更
正すべきである。又食糧費、廣告料その他特殊経費
の支出の場合は物品購入簿のみによらず具体的な事項
を稟伺して決裁を受けるべきである。

三、結核豫防法の改正による豫防接種に關する官公署、
会社、工場、團体或いは學校等の認識が稀薄の關係も
ありこれが協力に乏しく成果を殺いでいるようである
が啓蒙指導に一段と努力すべきものが認められる。

四、當所は昨年八月新築され新裝成つて新發足している
が施設の面では試驗用の動物舎、物件保管倉庫も未設
置であり設備ではX線装置は破損し修理申請中のよう
であり又歯科室は設置はあるも醫療機械器具その他の
設備もなく専任醫師も充足されずいる等早急關係當
局の考慮にまたなければならないものを認めた、これ
らに關し何分の善處が望ましい。

五、事務處理の中經理事務に次のような不備缺陷の點が認められたので整理若しくは改善すべきである。

- (1) 保健所使用料・診療料（その他の收入金の手許保管期間の水いものがあるので事故の未然防止その他の觀點からして成るべく早期に縣金庫へ拂込む様留意すべきである。
- (2) 診療料未拂歸宅者早期發見から謂つて處置傳票を複寫式に改めるよう考究すべきである。又これら使用料及び手數料未納者台帳がないのでこれを設け、その處理を明確にして收納の宗璧を期することが肝要である。

- (3) 使用料及び手數料收入金の現金領收証を發行する場合二名以上のものを一葉に外何名分として發行しているものが相當數見受けられたが集團検診その他特殊の場合を除いては各個別に發行交付すべきである。
- (4) 瘫防接種法による町村學校團體醫院等に對し交付する薬品の代金は交付決定の都度調定すべきである。

00131

で處理の適正を期することが肝要と認める。

(8) 新廳舍移轉に伴ない諸物品整理の結果相當数のものを廢棄處分としているもその手續未了につき急速處理すべきである。

が當該係との連絡不充分により未調定であり從つて計算書にも掲上していないのは適當でない。

- (5) 右縣費繩替藥品代七万三千九百余圓を收入しておりながら縣金庫へ拂込まず出納員名義の銀行預金により保管しているのは適當でない受入の都度直ちに縣支金庫へ拂込むよう留意すべきである。

- (6) 昨年以殊交付の接種用藥品代金にして概ね次の如き未收金があり殊に相當古いものも見受けられたので徵收に努力すべきである。なおこれが收入にあたり何れも窓口受取の方法によつては在納額告知書に上り收入措置を探ることか緊要と認める。

県費繩替取扱による分 (一月末現在概算)

代金引替取扱による分 三十二萬餘円

四萬円

(7) 藥品の出納に不充分のものがあり特に出納員の出納と藥局の出納及び現品保管現在數量相互間の不整合が見られた。この間の事情を綜合するに事務上に相互連絡の欠けていいる點からの結果と認められるの

認められたので整理若しくは改善すべきである。

- (1) 保健所使用料・診療料（その他の收入金の手許保管期間の水いものがあるので事故の未然防止その他

の觀點からして成るべく早期に縣金庫へ拂込む様留意すべきである。

- (2) 診療料未拂歸宅者早期發見から謂つて處置傳票を複寫式に改めるよう考究すべきである。又これら使

- (3) 使用料及び手數料收入金の現金領收証を發行する場合二名以上のものを一葉に外何名分として發行しているものが相當數見受けられたが集團検診その他特殊の場合を除いては各個別に發行交付すべきである。

- (4) 瘫防接種法による町村學校團體醫院等に對し交付する薬品の代金は交付決定の都度調定すべきである。

00130

鳥取県公報

昭和二十七年三月十五日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

木 南 貞 治

監査執行月日

監査執行個所

皆 成 學 園

昭和二十七年二月十二日

米子兒童相談所

年二月十三日

獎 德 學 校

年二月十三日

積 善 學 園

年二月十八日

鳥取中央兒童相談所

年二月十九日

◇監査公告

昭和二十六年度にかかる各兒童相談所等の定期監査結果公表

監 査 公 告

◇監査公告第六十七号

地方自治法第百九十九條に基き昭和二十六年度にかかる各兒童相談所及び兒童福祉施設の定期監査を執行したのでその結果を次の通り公表する。

昭和二十七年三月十五日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 哈 鏡
前 田 玄 一

監 査 概 况

同 山 上 哈 鏡
前 田 玄 一

一、當學園は兒童福祉法に基き當初米子市東福原（県立
獎德學校實習地敷地内）に皆生學園として設置され

いたが本年度現在地東伯郡倉吉町大字余戸谷町に移し
その名稱も皆生學園と改稱し更に所長以下の職員を專
任とするとともに瞬に指定して再發足したこと喜ばし
いことである。現在地は高台にあり環境もよく精神薄
弱兒施設として適地と認めた。

二、當學園の建物は元県立工業の校舎であつて廢校後放
置されていため腐朽破損の箇所が多かつたが關係者の
努力により修理模様替をなし、一方當所職員が兒童
と、もに整地作業に從事する等して漸く五月中旬移轉
完了の運びとなつたものでその勞苦を多とする。また
當學園の移轉については地元倉吉町の積極的な協力に
より建物敷地及び運動場並びに開墾可能地等同町所有
の土地約五千坪を無償借受することができたことは洵
に喜ばしいことで同町並びに關係者に對して感謝の意
を表したい。

三、建物の改修築については漸次整備されつゝあるが現
在食堂が階上のため不便であり、場所としては不適當
と思はれたので炊事場附近に新設を適當と認めた。

00135

薄弱兒推定數約六百名のうち緊急收容保護を要するも
のが二百九十七名もあり、一回保護者側においても

入所方を希望している状況にあるので漸次定員の増加
を考慮すべきである。

八、當學園の業務の運営については、園長の遠大な抱負
と細心の注意のもとに職員の獻身的な努力によつて着
々その成果を擧げつゝあるものと認めたが職業補導施
設は現在何一つない、謂うまでもなくこれら精神薄弱
兒に獨立自治の技能を與えることが、最終目標の一
つであるとともに鑑みこれ等設備は必要欠くことの出
來ないものと認めた。

九、經理その他事務の處理状況は概ね良好と認めたが、
特に給食費については物價の變動等の關係もあり計畫

執行に相當苦心しているよう見受けた。また衣料その
他については県豫算による基準額をもつてしては困難
と認められ、特に衣服は不充分のように見られた。幸
い各種團体及び一般篤志家並びに地元民等の好意と當
學園後援会の積極的協力によつて或る程度補われつゝ
ある。

◆ 賛 德 學 校 昭和二十七年一月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 晴 鏡
木 南 貞 治

監 査 概 况

一、本校は教護施設として現在六十五名（男五十九名、
女六名）の身心異常兒童を收容し家庭教育、治療教
育、學科教育、職業教育を施しその教化に努め成果も
着々とあがりつゝあることは退所兒童の就業状況によ
つても窺われ所期の使命目的を果しつゝあるものと認
めた。

二、本校創立は明治四十二年にして以來、校舍らしい建
物もなく既設建物も狹隘且腐朽が甚しかつたが、漸く
本年度國庫補助を得て目下二階建校舎一棟が新築中で
舊校舎は職業指導館に予定し又炊事場も新築中である
等施設の整備について永年の懸案が實現されてきたこ

四、當學園は高台にある關係上、飲料水に困難し偶々五
百米先きより自然水を引用し漸く間に合せてゐるがこ
れが又絶えず斷水するため非常に不便を感じている。
防火の点と併せ考え根本的な対策を講ずることが急務
と認める。

五、初度調辦費が貧弱なため折角新校舎に移轉しても教
材教具は乏しく完璧を期することは困難と考えられる
ので當局の考慮を必要と認める。

六、當所の職員は精神薄弱兒童とともに起居日曜祭日
等の休日もなくまた晝夜の別なく眞に四六時中兒童の
保護教育に從事しているが、このような特殊教育の困
難性にもかゝわらず一般給與に比しても極めて薄給
である。この点は當學園のみに限らず縣立獎德學校或
いは積善學園にも謂えるのであるがこれらの給與は正
に格別の配意が望ましい。

七、當學園の收容定員は現在四十四名であるが県下精神

00136

とは眞に喜ばしく思つたが今後の問題として講堂改築の必要性を痛感されるので当校は勿論關係當局の努力が望ましい。

三、現在県下の該当兒童數は約三百名を數え從來校舎及び收容寮舎の狹隘のため僅かその五分の一を收容したに過ぎなかつたのであるが今回の校舎増築とともに寮舎の收容力の拡大を圖ると共に諸設備を充實し出来る限りの收容定員の増加を考慮すべきである。

四、職業指導教育の一環として最近県營印刷所より印刷機一台の保管轉換を受け印刷部を準備中であつたが真に結構な施策と認めた、折角これが活用に努力されたい。

五、兒童が被服についてはララ物資或いは共同募金等の配分を受け辛うじて間に合せていたが最近その割當が中止され不自由を生じている状況である。他縣の例もあるようであるので最小限度の被服費の予算計上か何等かの方法を講ずべきである。

六、皆生より學校に通する唯一の道路が最近遮断されて

いるが此れが原因は相當複雑なものがあり學校側のみにては解決も困難かと思われる所以縣當局の協力が望ましい。

七、本校の特殊性と又所在地の關係からして防火施設が必要と認められる、この點については毎監査の際指摘し來たところであるが漸次校舎、寮舎の新築を見つかる際至急考慮すべきである。

八、ラ、物資は出納簿を設け出納を明確にしているも交付の場合は受領者の記名捺印が必要である。
九、本校生産の農產物は收容兒童の實習により汗の結晶として法定給食の外に凡て加給食としていることは異議はないが、しかし現在の法定給食ではそれ程不充分とも思われないので生産收入を得て前述した如く被服費に困つてゐる実情にあるとき最少限度でもこれに振向けることも一方法と考えられるので考慮すべきである。なおこの生産物を縣出納員に引継ぎ給食迄の手續に不充分の面が見られるので出納の受授を今一度明確にしておくことが肝要である。

00137

十、給食に當つては人員の把握が必須要件であるが兒童逃亡中でも同員数により献立給付されているので今後充分留意すべきである。

十一、經理その他事務の處理状況は概ね良好であつたが委託料・手數料、食料費等の支出に當つては具体的詳細に稟伺の上執行すべきである。又物品貸與簿を作成し物品に對する責任を明らかにすべきである。

◆米子兒童相談所 昭和二十七年二月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 前 田 玄 一
監査概況

一、當所は所長以下八名の職員を以つて複雜煩瑣な兒童相談業務に從事し苦心努力により相當の成果を收めており職員の苦心努力も又並々ならぬものがあるもの認められる。

二、一般に當初に對する理解關心が薄く關係官廳、學校等より連絡あるもの、外一般よりの利用相談は極めて少數であり學校の教育中にさえ兒童相談所の使命目的を承知していないものもあると謂つた状況で嘆かわしいことであるが大いに啓蒙を圖り利用度を昂めるべきである。又社會福祉事務所制度が新設されているのでこれとも連絡を密にして要保護兒童の早期発見に努めると共に本所の使命と存在を周知せしめ以つて兒童福祉の完璧を期することが肝要である。

三、當所は先年來二三の特定中學校生徒に對する環境並びに知能判定と相談に應じ事前指導をして成果を收めていることは結構と認める。出來れば一管内各校に對する相談指導も實施することが望ましいので經費等につき當局の配意を希望する。

四、當所も鳥取中央兒童相談所と同様兒童の知能測定とか性能判定或いは精神分析等に必要な機材は極めて不充分で業務遂行に苦慮している。又所運營上の旅費諸用紙等事務經費にさえ四苦八苦の實情でこの状況は毎年度繰返されているが當局は今少し考慮すべきで

ある。

五、當所の業務は特殊性をもつてゐるので所内相互間で研究討議し業務の向上を圖るは勿論關係機關との連絡提携を密にし協力を得ることは必須要件と考えられるのでこの點についても今少し積極的に活動することが緊要と認め。尙これらに對する經費についても考慮すべきである。

六、事務の處理並びに整理状況は大体良好と認めたが左の點留意されたい。

- (1) 一時保護費食糧費中出納簿に記帳済のものがあつたが整理を望む。
- (2) 物品購入と交付出納簿と符合しないものがあつた。點検整理されたい。

◇ 積善學園 昭和二十七年二月十八日監査
監査委員 岸本政嘉 同木南貞治

一、當學園は現在盲兒、ろうあ児合せて百三名收容して

監査概況

六、經理その他事務の處理状況は良好である。當學園は特に兒童の健康に留意し給食については限られた經費

豫算の範囲内で工夫を凝らし適正な執行をなし好成績を挙げていることは結構である。

◇ 鳥取中央兒童相談所 昭和二十七年二月十九日監査

監査委員 岸本政嘉 同山上海鏡 同木内貞治

監査概況

一、當所は昨年十一月兒童福祉法の一部改正に伴ない措置部、判定指導部、一時保護部の三部制として所長以下十二名の職員にて業務の執行に當つてゐるが機構的に一應整備したものゝ内容的に見れば貧弱であり判定に要する専門的科學器具、圖書不充分である。兒童の相談はそれゝ相談内容を探究し原因を學理的に分析

検討して措置すべきは当然であるが當所には科學的な機能が未だ充実していないため事務遂行に支障を來している。殊に義務的經費すら事欠ぐ状況で、至つて消

おり昨年度より十二名増加してゐるが一昨年度以來毎

年の監査の際指摘を望してゐるにもかゝわらず施設は依然として不完全であり、加えて收容兒童の増加により益々困難を來してゐる現状にあるので當局は積極的に配意すべきである。

二、盲兒寮舍(心忍寮)は震災當時の應急バラツクで極めて非衛生的且つ不完全な建物であるが漸く本年度總工費二百二十五万円をもつて移轉新築する運びとなつたことは薄倅な兒童のため喜びに堪えない。

三、ろうあ兒寮舍は以前の學校寄宿舎を轉用したため收容施設としては不適當であり、加えて最近收容兒童數は脹張し職員を含め凡十六人の大世帯が起居してゐるので狹隘の度を超えてゐる状況である。要收容兒童が年々増加の傾向にあるのでこの際速急に寮舍の擴張を考慮すべきである。

四、ろうあ兒の指導について特に幼兒期における聽能訓練の必要性を認め、目下該施設の新設を考慮中のようであるが折角研究努力を望む。

三、本年二月倉吉支所を設置し東伯郡一田を管轄して業務を開始したが職員は支所長を加え僅か二名でまた經費も本所の經費をもつて賄う程度であるが、折角支所を設置した以上人的にも内容的にも充實強化すること

00140

が繁要で今後に俟つものが多い。また経費面も別個として発足することが當然であり、一方國の補助対象も獨立とした方が有利と思考するので當局の考慮を望む。

四、一時保護所は一應修理をしているが未だ改善の余地が多い。將來更に整備補修をなし兒童に安心感を與えるよう團書、運動具等の備付についても配意すべきである。又牢造りの倉庫は改修すべきである。

五、会計經理その他一般事務は概ね良好と認めたが左の點留意されたい。

(1) 倉吉支所に對する備品の出納を明確にし貸與簿の記帳を嚴重にすること。

(2) 一時保護に際し改善整備された事は結構であるが現物出納が形式に流れる傾向にあるので注意すること。

昭和二十七年三月十五日印刷
昭和二十七年三月十五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

発行者：鳥取縣島取市東町
印刷者：鳥取縣島取市東町
印刷所：鳥取縣島取市東町
印刷所

鳥取県公報

昭和二十七年三月十五日

本欄ノ大キサハ國定規格 A5判

同 前田玄一
木南貞治

号

外

土曜日

監査公告第六十九号
昭和二十五年度県歳人歳出決算の審査について

總說

決算審査概況並びに意見書

公 告

監査公告第六十九号
地方自治法第二百四十二条に基き昭和二十五年度鳥取県
歳入歳出決算審査を執行しその概況並びに意見書を知事
に提出したのでこれを公表する。

昭和二十七年三月十五日

鳥取県監査委員 岸本政嘉 同 山上眞鏡

今回昭和二十五年度一般会計及び特別会計決算の審査を執行したのであるが、いさまでなく決算は予算執行の実績であり、会計年度内における県政活動の結果を示す計数の累積である。決算の内容が、議会における予算議決の精神に合致し、また予算が正当にしかも眞に県民福祉のために効果的に執行されているかということは、県民が齊しく関心を寄せているところであり、また本決算審査の最大の目的である。特に財政窮乏をうげている本県においては、県政諸般の施策遂行に極度の制約を餘

00142

儀なくしているので、本決算審査の結果を通じ、將來の予算編成及びその執行の面に一段と留意改善が加えられるよう県当局並びに関係機関の努力を期待するものである。

さて、本決算の審査に当つては、先づ決算が予算目的に合致しているか、予算執行の過程において不正、不当の事実はないか、また県民福祉増進のために、予算の執行効率が充分発揚されているか、といったことに重点を置き、更に個々の事務、事業における收支の均衡、予算更正または流用措置の適否、收入支出の時期、内容の適否及び收支増減の理由等について審査し検討を加えたのであるが、昭和二十五年度一般会計及び特別会計決算の計数はすべて正確であり、その内容についても昭和二十四年度決算に比し相当成績が向上していることを認めた。即ち本決算を概観するに、前年度一般会計決算額は歳入予算額に対して六億四千六百五十四万五千餘円の減收（減收率二三%）、歳出は予算額に比し七億七十七万六千餘円の不要額（予算額の二五%）をもつてゐるのに対し、

程度であつて積極的に執行することが出来ない状況である。
一、県職員及び教職員ともに欠損不補充の方針を堅持してはいるが、給与改訂により人件費の支出が著しく膨張し、歳出決算額の三四、六一%を占めている。一方人件費の予算見積が過大に失し多額の不用額を生じてゐる点など考慮すべきである。また事業關係の経費についても殆んど事務費中心の予算執行をしているものがある。即ち特別の事情により特定財源に減收を生じた場合の支出抑制状況をみても旅費、需要費等事務的経費及び食糧費等は殆んど完全に予算消化し、逆に予算の中核となるべき経費を抑制不執行としている傾向が強い。従つて決算面では事務費の割合が予算面のそれにくらべ高率となり、逆に事業費は低率に陥り予算執行上の効率を低下させてゐる。

一、歳入決算において特定財源の減收理由の最も多いものは予算見積过大であるが、一方歳出決算において不

昭和二十五年度一般会計決算においては歳入減收額八千七百四十九万四千餘円（減收率三%強）、歳出不用額一億六千一百九十二万九千餘円（予算額に比し六%）を生じてゐる程度であり、その間予算の調整整理に努力して、歳入歳出ともにほど予算額近く執行し、しかも七千四百四十餘万円の剩餘金を残して結果をつけてゐることは、当局の並々ならぬものが認められその勞を多とするものである。しかしながら健全財政保持に努力するのあまり議会における議決の趣旨に副わない結果となつてゐるものあり、今後研究改善すべき大小幾多の問題が見受けられるが、本審査の結果を要約すれば大体次のようなるとが指摘できる。

一、県財政の自主性が極めて乏しく、歳入決算額の六八%強を国庫に依存し、従つて歳出面においても機関委任の事務或いは国の施策による補助奨励事業が中心となつており、これらの事務、事業を遂行するための裏付けとして相当額の県費充当を餘議なくし、ために県独自の構想によるべきは極限され、僅かに別表に示す

見積過大となつてゐる状況を検討するとき、未だ予算更正措置に積極的熱意を欠いてゐることは否定出来ない。これを極言すれば、事務的経費を確保するため不確実な特定財源を見積つていたずらに予算を膨脹させているともいゝ得るのであつて、この点予算編成の際慎重に考究することが望まれる。いづれにしても事務費節減については根本的な対策を樹立すべきである。

一、予算更正措置は前年度にくらべある程度積極化しており好ましい傾向であるが、一部においては事業費予算の追加更正措置が遅れたため、年度内に執行し得なかつたもの、或いは執行の適期を逸しやむなく年度末期に到つて短期日に事業を遂行しているものが相当件数見受けられるが、これらは早期に予算化し計画的執行に努力すべきである。

一、從來定期監査並びに例月出納検査の際ばく指摘し注意を喚起したところであるが、予算目的外支出が甚だ多く、各課又は解に令達した予算を濫りに予算流用し、又は同一科目内においても目的外に支出してい

る事例が多い。また一般に予算経理については所属長

の関心が薄く、殆んど庶務主任者にまかせきりの形であるが、少くとも議決予算の執行に関しては積極的に指導監督して万全を期するよう熱意が望ましい。なお出納当局においても関係法令及び会計諸規定に定めるところに従い、一層適正を期するよう審査出納に留意を望む。

一、前年度決算審査の際にも言及したところであるが、各種試験研究機関或いは特定事業において、獨立採算を強いられる結果、過大な特定収入を見積り予算編成しているため、決算において收支均衡上多額の執行減を餘儀なくしているものが見受けられる。また教育費等においても、県立学校備品充実のため財源として授業料を四十万円追加計上しているが、新年度在籍生徒数確定後のことでもあり、授業料当初予算見積額がすでに收入見込額の限度を超過しているが、新年度在籍生徒このような予算措置を敢てなし、遂に歳入欠陥を生じさせ、結局純県費を充当する結果となつてゐる等予め

昭和二十五年度一般会計歳入歳出決算額

歳入決算額

次に本決算中に、米子県税事務所公金横領費消事件及び米子四中給料詐取事件により計六十三万六千八百十一円十錢欠損額を出して汚点を残したことは、前年度より、学校不正に引續く不詳事であつてまことに遺憾に堪えない。また水産課職員による水産製品検査手数料横領被疑事件による被害額については、目下事件繫留中のため本決算面にあらわさず未收金として処理しているが、近來に例を見ない不詳事件の續発であつて綱紀肅正に関し当局の措置対策を強く要望するものである。

次に各会計別歳入歳出決算審査の概況を記載する

考究すべき問題であろう。

以上主な事項を記したのであるが、總体的に見て予算編成及び予算の執行態度に起因するところが多いと認められるので、指摘事項については漸次改善し、年々同様の弊を繰返すことのないよう希望してやまない。

一、県税の徵收に関しては各地方事務所及び各県税事務所の定期監査報告に詳細に述べたところであるが、收入未済額が年々増加の傾向にあり、昭和二十三年度六百五十八万三千余円、昭和二十四年度四千一百三十二万二千余円、昭和二十五年度五千九百四十一万九千余円となつてあり、滯納税額の徵收確保に格段の努力が肝要である。また税外諸收入における收入未済額は総計一千二百三十五万三千余円に及んでおり、前年度米子博覽会關係繰替金一千一百万を除外した六百二十九

武拾五億六千七百六拾万五十九百武拾壹円四十錢
歳出決算額

武拾四億九千參百拾七万四百七拾壹円零錢
引

七千四百四拾參万五千四百四拾九円九錢

内横領及び詐取による欠損額

米子県税事務所不正事件

参拾九万式千四百拾壹円拾錢

米子四中給料詐取事件

武拾參万四千參百九拾九円

計

六拾武万六千八百八拾壹円拾錢

差引繰越額

七十參百八拾万八千六百參拾七円九拾九錢

一般会計歳入歳出決算審査の概況

歳入

一、一般会計歳入決算総額は二十五億六千七百六十万五千九百二十一円十錢となつてあり、予算総額二十六億

万九千余円に比べ約倍額となつてゐる。

一、各種事務事業費の主要財源となる地方財政平衡交付金、国庫支出金、県債等の確保については充分努力されているものと認められるが、これらの決定交付が兎

角遅れがちである。国庫財政事情に左右されなかつて容易ならぬものがあることは察せられるが、なお一層の努力によつて早期に交付をうけ、事業の計画的遂行に遺憾のないよう措置する事が望ましい。

区 分	各期別收 入 狀 情				出納閉鎖迄 計
	一・四半期	二・四半期	三・四半期	四・四半期	
地方財政平 衡交付金	(一)	(一)	六八五、 (七四) 三五五	一三〇、 (二五) 三二八	九、七三六 (一) 九一五、四一九
国庫支出金	一二七、 (二五) 〇七五	二八一、 (三四) 七九九	一八六、 (二三) 五二二	一六七、 (二〇) 一五四	六八、 (八) 五七五
県 債	(一)	(一)	(一)	(一)	八三一、 (一〇〇) 一一五
備考	單位千円()内は百分率を示す。				

一、從來しづく指摘し注意を促したところであるが、

使用料手数料等の收入手續を本府主管課において取扱つているものが相当種類あり、これを県金庫に払込にあたり、納人より受領後手持保管し多くは年度末に取次払込している。なお出納記録のないもの等見受けられるので、今後收納の迅速をはかるとともに、收入措

置に一考を要するものがある。

一、歳入歳出の区分を明確にせず收支を相殺して差額を収入措置しているものに林產物検査手数料、木炭検査手数料、水産製品検査手数料等見られ、また鳥取東高等学校工業料及び鳥取西高等学校第一校舎改築に際し旧校舎の古材払下積價格を工事費より控除して請負

金額を定め、支出の輕減をはかる事例もあるが、いづれも適当でない。歳入及び歳出予算にそれく計上し收支の適正をはかるべきである。

一、すでに述べたように不確実な財源を歳入予算に計上している例はいたるところに見られ、寄付金についても予算額に対する減收は一千一百二十六万三千余円の多額に昇つており予算編成並びに執行の面に遺憾な点がある。減收の理由を個々に検討すれば種々あるが、総体的にみて事業計画の粗漏または関係者との事前接衝不充分により收入困難となつてゐるものもあり、またやむを得ぬ事情により事業を翌年度に繰延したため收入し得なかつたもの等が見分けられた。いづれにしても計画に支障を來さないよう收入に慎重を期すべきであり、特に寄付金については相当研究を要するものと認めた。

歳 出

一、昭和二十五年度の県政方針については、年度当初本

県の特質を生かした基本計画を総合的に樹立し、このと認めた。

一、職員費の見積が過大である。特に教職員費の場合一千八百万三千余円に及ぶ多額の不用額を出している。

これららの点予算見積と執行について相当考究すべきあるものと認める。

一、各課經理事務担当者の予算科目に対する觀念の稀薄な点が見受けられる。即ち予算目的外の支出が相当多

く、また、追加予算編成までの便法として他の科目より一應支出し事後において科目更正をしているもの、

或いは出納閉鎖期に到つて決算額を調整するため科目更正し又は予算流用しているもの等が目立つてい

る。これらについては出納当局において事前審査に一層留意し出納経理の万全を期すべきである。

一、新たに取得した土地、建物等県有財産の移轉或いは

保存登記手續がおくがちの傾向にあり、特に県立学校関係に多い。根本的に調査の上登記手續済等整理すべきである。

第一款 県 稅

一般会計歳入決算の内容

豫算現額

円の增收となつたことは欣ばしいことであり、関係職員の労苦を多とするものである。

県税は予算額二億八千八百五十六万六千余円に対し調定額三億五千一百七十二万余円、收入済額は二億八千九百三十六万六千余円であつて歳入決算総額の一、三%にあたり、前年度の一八、〇%（配布税を除く）に比し相

当の減率を示しているが、予算額に比し七十七万九千余

円の増收となつたことは欣ばしいことであり、関係職員の労苦を多とするものである。

一方予算額に比し増收となつてゐる主なものに入場税遊興飲食税、県民税等があり、これらの減收総額は一千六百十四万九千余円となつてあり、殆ど増收額に匹敵する

減收額を生じてゐる。またすでに調定済であつて未收額となつてゐるものは前述した通り年々増加の一途を辿つてあり、定期監査の際にも言及したが、稅收額の増加を

はかるためやむなく現年度分に重点をおく結果として過年度分滞納整理に対する積極的熱意を欠く憾みがあるの

で一層の努力を望む。

県 税 予 算 対 比 收 入 状 況 調

科 目	豫 算 現 額	收 入 決 算 額		豫算に比し収入増 △減
		現 年 度 分	過 年 度 分	
○ 普 通 稅	三四、八六七、三四、九三、九九三	三六、八五五、三六、八五、七〇六	三六、五六六、三六、五六、七〇六	△一、一〇〇、△一、一〇〇
○ 事 業 稅	一〇四、五四、八、二一五、九、三六六、六四五	一三一、五五六、一三一、五五、六四五	一七六、三九、一〇、七三八、一〇、七三、九〇	△一、一〇〇、△一、一〇〇
特別所得税	七、七九六、九九九	一、六〇、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	△一、一〇〇、△一、一〇〇
入 場 税	五六、六〇〇、四、〇〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇、六一、五九八、五〇〇	八、三六、二七〇、八、三六、二七、〇〇〇	△一、一〇〇、△一、一〇〇
遊興飲食税	三六、六〇〇、二一〇、〇〇〇、〇〇〇	六一、五九〇、五五、〇〇〇	五〇、九一、一〇、七〇、一〇、六六、〇〇	△一、一〇〇、△一、一〇〇
自動車税	六、五四五、〇〇〇、一五、〇〇〇	六、八〇〇、六〇〇、六〇〇	七、八四、〇〇〇、七、八四、〇〇〇	△一、一〇〇、△一、一〇〇
漁業權税	三九、九九九	一、一、一〇〇	三九、九九九	△一、一〇〇、△一、一〇〇
特 獵 者 税	一、八〇〇、〇〇〇	一、六六、〇〇〇	一、七九七、〇〇〇	△一、一〇〇、△一、一〇〇

00150

○ 目 的 稅	一	二三五、七五	四、八六〇	三九、六五	一	三一三、八〇	三三五、一〇	四四七、八〇	四五七、八〇	一	△ 一〇一、〇〇	一四六、三一七、〇	二六、〇四四、〇
都市計画税	一	二三五、九二	六七、六五〇	三〇一、六五	一	三一三、八〇	一〇五、〇〇	一〇五、一〇	四一七、八〇	△ 一、〇〇	△ 一〇一、〇〇	一四六、三一七、〇	二六、〇四四、〇
事業税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
水利別益割稅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
反水別益割稅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
○舊法による稅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
○舊法による稅	一〇一、一五、〇〇	一〇、四五、〇〇	一一、八六、〇〇	三〇、三〇、〇〇	一〇、三五、八、九二、〇〇	一〇、三五、八、九二、〇〇	一〇、三五、八、九二、〇〇	一〇、三五、八、九二、〇〇	△ 一〇、三五、八、九二、〇〇				
縣民稅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
地租	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
家屋稅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鐵產稅	一〇、〇〇	三〇、〇〇	一	一	一	一	一	一	一	△ 一〇、〇〇	△ 一〇、〇〇	△ 一〇、〇〇	△ 一〇、〇〇
酒消費稅	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
電氣ガス稅	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
船舶稅	一	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
電話稅	一	二六、〇〇	八〇、〇〇	一〇五、〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一

00151

不動產取得稅	一	三〇、〇〇	三〇、一六、〇〇	一〇、六〇、〇〇	一	八、二七、五〇	一〇、三〇、〇〇	一〇、三〇、〇〇	九九、五、〇〇	一	七七、五、〇〇	一〇、〇〇、〇〇	△ 一〇、〇〇、〇〇
木材取引稅	一〇、〇〇	一三五、〇〇	一、三五、〇〇	三、三五、〇〇	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇	一	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇
入場稅	二四〇、〇〇	六〇、〇〇	一	三〇、〇〇	三〇、〇〇	一	三〇、〇〇	三〇、〇〇	三〇、〇〇	一	三〇、〇〇	三〇、〇〇	三〇、〇〇
シンン稅	一	一	一	九、〇〇	九、〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一
庭園稅	一	一	一	九、〇〇	九、〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一
軌道稅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
電柱稅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

00152

県稅稅目別徵收比率表

科 目	調定額に対する予算額の比率	收予入算額に對する比 率	收調入定額に對する比 率
県 稅	八二、〇七%	一〇〇、二八%	八二、二七%
普 通 稅	八二、〇九%	一〇〇、七四%	八二、七〇%
事 業 稅	七七、二一%	一〇八、九〇%	八四、〇八%
特 別 所 得 稅	八六、七二%	一〇八、二四%	九三、八七%
入 場 稅	九五、九一%	八五、〇四%	八一、五六%
遊 興 飲 食 稅	八五、四四%	九二、〇四%	七八、六四%
自 動 車 稅	七七、三四%	一一三、九一%	九五、一九%
鑛 区 稅	二二、九二%	一四五、三七%	三四、二三%
狩 猎 者 稅	九六、四七%	九八、六八%	八八、〇九%
漁 業 権 稅	六〇、二〇%	一五六、〇八%	九三、六三%
事 都 市 業 計 稅	四七、二三%	一四〇、〇六%	六六、一五%
反 水 利 別 地 益 割 稅	四三、一五%	一三八、〇一%	六五、五三%
事 都 市 業 計 稅	一七六、四八%	七六、一四%	

00153

旧法による稅

県 民 稅	八二、三二%
地 稅	九六、一七%
家 屋 稅	八二、六八%
鑛 產 稅	八五、九九%
酒 消 費 稅	八八、三三%
電 氣 ガ ス 稅	八七、一八%
船 舶 稅	五八、一八%
電 話 稅	三六、二三%
不 動 產 取 得 稅	七六、八六%
木 材 取 引 稅	七一、六二%
入 場 稅	七八、七八%
ミ シ ン 稅	三〇、九四%
庭 園 稅	四六、七八%

00151

第二款 地方財政平衡交付金

地方財政平衡交付金は予算額九億四千九十万七千余円に対し收入濟額は九億二千五百四十一万九千円となつており、歳入決算総額の三六・〇%にあたり歳入の首位を占めている。國庫支出金(三二・四%)とともにその收入確保の成否が県財政を左右するといつても過言でない。本年度は本制度創設の初年度のことであり、且つ算定基礎の調査及び政府との接衝等に並々ならぬ労苦があつたことと思われるが、決算面において一千五百四十八万八千余円減收となつたことは県財政の上から惜しまれるところである。收入の時期はすべて年度後半期となつており、なお出納整理期間中に一部收入している等、国の事情に基くものと認められるも今後においては早期確保に格段の努力を望む。

(参考、前年度地方配付税歳入決算額に對し一九・一%)

第三款 公企業及び財産收入

予算額八百二十二万一千余円に対し收入濟額八百二十五万七千余円であり、三万五千余円の收となつているが

收入濟額中の主なものは元鳥取商業学校土地建物賣払代五百萬円、警察電話施設移管に伴う賣払代一百十八万五千余円、倉吉保健所旧建物賣払代三十五万円、東伯郡浦安町地内元陸稻試驗地建物賣払代十万円、種畜場自動車賣払代三十七万三千円、その他具有土地建物等財產賣払代計七百十三万一千余円をはじめ具有林立木賣払代十五万三千余円、分收造林收入三十五万九千余円、計一百一万二千余円並びに県公舍貸付料十万七千余円その他土地貸付料等であつて、その中陸稻試驗地建物賣払代万円については全く予算措置がしてないので、結局予算措置した分で六万四千余円の減收を生じている。当然予算措置すべきものを自然增收の形をとることは適当でない。今後注意すべきである。

第四款 分担金及び負担金

分担金及び負担金收入濟額は七百六十二万九千余円であつて、予算額七百五十二万六千余円に対し十万二千余円の減收となつてある。右收入濟額中には省営自動車道路鐵道分担金十五万九千余円、兒童福祉措置費、市町村負

00155

担金七十三万二千余圓それく予算額に比し增收しているが、道路損傷負担金は予算額に比し七八万九千余圓の減收を生じている。これが原因は運輸業者との間に負担金に代るべき夫役現物提供問題が発生し、昭和二十五年度下半期分を調定收入しなかつたためであるが、いづれにしてもこれは結末するまでは正規の通り賦課徵收の措置をとるべきが至當と認める。なおこの間の事情にからみ、調定後の未收額は一百三十三万四千余圓にのぼり、また昭和二十三年度より昭和二十四年度までの過年度分未收額として更に六十三万余圓を生じているので、事実上道路損傷負担金の滯納額は二百万圓近くに及んでいる。將來、夫役現物提供問題とは別個に収納するべく格段の努力が必要である。

第五款 使用料及び手数料**一、使用料**

豫算額六千六百六十一万九千余圓に対し收入濟額六千七十一万一千餘圓で、豫算額に比し五百九十万七千餘圓の減收をしており、十六万九千餘圓を未收額としている状況をしており、十六万九千餘圓を未收額としている状況を

況であつて前年度に比し極めて成績不振である。本豫算額中授業料がその七六・八%を占め、これが豫算は五百九十五万四千餘圓にのぼる多額の減收を來している。これは豫算見積の過大と中途退学者が多かつたようであるが、胃頭にも述べた如く、財源見積に対する適確性を欠いているものとして今後改善すべきである。また眞に歳出豫算を必要とするならば、この様な空財源によるところなく純県費を充當し眞實性のある豫算編成をなすべきである。

保健所使用料は豫算額五百三十八万圓、收入濟額は五百二十六万三千餘圓であつて豫算額に比し十一万六千餘圓の減收となつてあり、その理由として豫算見積過大が挙げられているが、これは主として鳥取保健所及び根雨保健所の国保、健保等團体の財政事情等により未收繰越額であるので今後の歳入豫算令達に際しては實体に即す

るよう充分留意が望ましい。

二、手数料

豫算額三千八十万五千餘圓で昭和二十四年度豫算額より約七百二十万圓減少しているが、前年度は豫算額に比し七百十四万四千圓の減收額を生じているのに反し、本年度收入濟額は三千一百七万圓で二十六万五千餘圓增收し、著しく收入比率が向上している。また收入濟額も前年度より約六十萬圓近く増加している状況であつて総体的にみて良好な成績である。

しかしながら個々についてこれを検討すれば相当改善を要する点が多く、特に收入手續について注意を要するものが認められる。即ち冒頭に掲記し遺憾の意を表したように、手数料徴収に際して水産課職員の公金横領費消被疑事件がそのもつとも大なるものである。なお右に関連して第十二回水産製品検査手数料で三十四万六千餘圓を未收額として計上している。

林產物検査手数料、木材検査手数料、木炭検査手数料は決算面においてそれべく減收となつてはさき

に述べたように收支混同経理の結果であつて、実質的には林產物検査においてほど豫算額に近く、木材検査に置いて十万九千餘圓の減收、また、木炭検査にあつては三十四万餘圓の增收をみてるので差引二十三万一千餘圓の增收である。今後明確を期すべきである。

屋外広告物許可手数料は豫算額十萬一千餘圓に対し收入額は僅か二万一千餘圓であつて八割近い減收額を生じている。これは屋外広告物取締條例に基く業務執行経費財源を全額本手数料に依存している關係上、見積過大と知りながら豫算化しているので、減收に伴い歳出も抑制執行せざるを得なくなり、いきおい業務の活潑性を失わせる結果となつてはいるが、本條例の趣旨からみて僅少な手数料に依存せず縣費を充当して活潑に業務の遂行をはかるべきものと考える。若しこれが不可能ならば本條例は有名無實の死文にひとしいものとなるので今後考慮の餘地が認められる。

第六款 国庫支出金

国庫支出金豫算額は当初八億七千一百六十四万五千餘圓

を計上し、その後追加更正豫算によし三千二百七十万七千餘圓減額し、最終豫算額八億三千八百九十三万七千餘圓となつてゐるが、決算においては七百八十一万二千餘圓の減收を生じている。收入濟額は八億三千一百十二万五千元餘圓であつて、歳入決算総額の三二・四%に当り地方財政平衡交付金につぐ主要財源である。

一、國庫負担金は概ね計画通り收入しているが、中には地方財政平衡交付金に吸收されたものを更正減額の措置をとらず放置したものもあり、その他国の事情等により合計十九万四千餘圓減收している。

二、國庫補助金は豫算額五億三十六万八千餘圓に対し、八百万餘圓減收しており、主として見積過大及び計画の粗漏等に起因するものが多い。これに関連して、豫算の執行が議決の趣旨を著しく變形してはいる点が個々の事業に見られる。もつとも地方振興費及び国民貯蓄奨励費関係補助金八十八万三千餘圓の減收は前年度收入

濟分に対する豫算措置の結果であり、その他一部にお

いては積極的に努力の結果增收したもの、或は自然的増收となつてゐるもの等も見受けられる。なお豫算額に比し增收又は減收となつてゐる主なものを掲げれば次の通りである。

豫算額に比し著しく增收となつてゐるもの

國民健康保険趣旨普及宣傳費補助金 二千圓

開拓建設事業費補助金 三四千圓

二〇災耕地復旧事業費補助金 三五

家畜人工授精施設費補助金 二六

国有農地管理費補助金 二五

參議院議員選挙費補助金 二三

但し前年度縣產業開發調査費補助金 一〇〇千圓

費支出補充

学校給食費補助金 二八 全額

公民館設置促進費補助金 三〇 全額

00158

消費生活協同組合費補助金		五	殆ど全額	半額以上
兒童福祉審議會補助金	六	半額以上	半額以上	半額以上
兒童福祉週間行事費補助金	三〇	全額	全額	全額
最低基準指導費補助金	一、五〇	五	全額	全額
國保一般組合補助金	一、五〇	五	全額	全額
職業補導費補助金	五、五〇	五	全額	全額
保健所費補助金	七、七〇	七	半額以上	半額以上
栄養改善費補助金	三	三	全額	全額
傳染病豫防費補助金	三、三〇	三	同	同
豫防接種費補助金	四、四〇	四	同	同
食事衛生費補助金	五、五〇	五	半額以上	半額以上
醫藥品取締費補助金	一、一〇	一	同	同
藥務諸費補助金	七、七〇	七	同	同
結核豫防費補助金	四、四〇	四	同	同
優生保護費補助金	一、一〇	一	同	同
農業試驗場費補助金	一、一〇	一	同	同
農業共濟補償事業補助金	一、一〇	一	同	同
協同農業普及事業補助金	一、一〇	一	同	同

水產物增產對策補助金		三千圓	半額以上
家畜傳染病豫防費補助金	六六	六六	六六
開拓指導職員設置費補助金	三三	三三	三三
農業協同組合施設補助金	一三	一三	一三
二四年開拓災害地復旧費補助金	三三	三三	三三
有畜營農指導所費補助金	一〇	一〇	一〇
農林資材調整費補助金	一三	一三	一三
食糧品等配給事業費補助金	一九	一九	一九
地方振興費補助金	七八	七八	七八
國民貯蓄獎勵費補助金	三三	三三	三三
地 方 振 興 費 补 助 金	七八	七八	七八
農林資材調整費補助金	一三	一三	一三
食糧品等配給事業費補助金	一九	一九	一九
國民貯蓄獎勵費補助金	三三	三三	三三
地 方 振 興 費 补 助 金	七八	七八	七八
農業試驗場費補助金	一三	一三	一三
農業共濟補償事業補助金	一三	一三	一三
協同農業普及事業補助金	一三	一三	一三

三、委託金は豫算額六千五百万餘圓に對し、收入額六千五百三十八万五千餘圓であつて三十八万四千餘圓の增收となつてゐるが、國の計画に基くものであつて、增收の主なものは農地等対價処理事業に伴うものであるが、これは國內示が年度末三月二十九日となつているため豫算更正措置のいとまがなく自然增收とし翌年度において繰越資源としている。

委託金の増減收の主なものを掲げると次の通りである。

豫算額に比し著しく增收しているもの

主要食糧集荷委託金

七七千圓

農地等対價処理費委託金

五七

豫算額に比し著しく減收となつてているもの

人口動態統計費委託金

二五〇千圓

農地調整職員費委託金

三七

未墾地開拓職員費委託金

四〇

第七款 寄付金

第一項 第一目土木費寄附金中、府縣道改良事業費寄付金は豫算額に比し十八万一千餘圓增收となつていてこれは昭和二十四年度戸倉峠改良工事に對するものであつて、関係市町村間に於いて寄附割当協定不調により継延べていたものが本年度漸く收入され自然增收となつたものである。これは雑收入(過年度收入)に振込むべきが妥當と認める。

第二目 保健衛生費寄附金中保健所寄附金收入額一百万圓は、米子保健所及び倉吉保健所の建設に対する地

元町市の寄附金である、豫算額に比し三十万圓增收しているのは米子保健所再建に對する地元寄付を昭和二十四年度豫算に計上していところ、事業継越ししたため本年度豫算には寄付金を計上せず、自然增收の形としたためある。國立結核療養所誘致に伴う地元縣の協力費として整地工事関係經費二百二十五万八千圓を歳出豫算に計上し、これに充當するため寄付金七十五万八千圓を豫算化しているが僅かに十二万六千圓収納したのみで六十三万二千圓を收入減としているが考慮を要する。

第二目 産業經濟費寄附金中豫算額に比し減收の主なものは大口堰用水改良事業費寄附金五十六万三千圓、中海干拓事業費寄附金四十四万七千餘圓及び淡水魚増殖事業関係寄附金一二万餘圓等合計一百二十四万九千餘圓であるが、調定後における未收額は大口堰用水関係五十萬三千圓、水產試驗場における淡水魚増殖事業関係一二万餘圓であつて、地元町村の財政困難に起因するよう、中には中間停滞しているものもあるので、速急に收入すべく措置されたい。

00159

00160

第四目 教育費寄付金は豫算額一千八百三十四万餘圓に対し八百五十三万二千餘圓收入し差引減收額九百八十八千餘圓となつてあり、豫算額の半額以上の減收を來しているが、これは鳥取大学誘致に伴う寄附金六百五万八千餘圓減收したのと、及び八頭、氣高図書館分館設置寄附金、境高等学校整備充實費寄附金、東伯高等学校整備充實寄附金等三百七十五万圓が全く年度内に收納されなかつたものであり、事業執行計画の面に慎重を欠いた結果であつてこのため翌年度に事業継延を餘儀なくしている。

第十款 雜收入

雜收入は豫算額一億四百七万四千餘圓に対し收入済額は八千七百十五万七千餘圓であつて、豫算額に比し一千六百九十一万六千餘圓減收となつてゐる。また調定済で年度内收入未済額九百六十八万六千餘圓を生じてゐるが、個々の内容についてみれば種々研究考慮すべきものがある。

第二項 辨償金及び報償金中、滯納処分費辨償金につ

に減收しているが、この中には市町村支員給與改訂に伴う轉貸債元利五百七十二万六千餘圓が見込まれてゐるので、これは地方財政委員会との接衝等の関係もあり、右の関係を除けば、むしろ豫算額以上繰上償還をなしてゐる状況であつて結構である。現下の経済事情等から考えても繰上償還を勧奨すべきであるので、当局は今後も引き続きこれが指導をなすべきである。

更正資金償還金は豫算額五百万圓に対し收入済額は二百十九万八千餘圓であつて豫算の半額以上の二百八十一千餘圓減收となつてゐるが、これは引揚者、戦災者に対する貸付更正資金が豫定通り回収できなかつたものである。今後更正事業体の育成に努めるとともに、返済に關し督励指導して資金の回轉をはかり有効に本資金の活用をはかるよう努力すべきである。

第五項 物品賣払代金について生産物賣払豫算額は前年度とほど等しい二千五百万餘圓計上してゐるが、これに對し收入済額は二千三百七十一万一千餘圓となつており、前年度に比し約三百五十万圓近く増加してゐる。ま

いては定期監査の際しばく指摘したところであるが、豫算額三十二万六千圓に対し僅かに五万七千餘圓しか收入していない。

身体障害者福祉措置費辨償金、四十五万五千餘圓を豫算に計上しているが全く收入してゐない。これは身体障害者に対し義肢、義足補聴器等の給付に當り、辨償能力のあるものゝ推定見積を誤つた結果該當者がなく全額減收となつてゐる。また右收入減に伴い措置費の支出を抑制し事業を縮少する結果となつてゐるが、いづれにしても今後適正な見積をなし、中途において豫算趣旨を變形し或いは事業計画を縮少又は不執行とすることのないよう注意すべきである。

第三項 債還金について市町村轉貸債に対する元利償還金は豫算額五百八十四万三千餘圓、調定額四百七十一万八千餘圓のうち收入済額は僅かに二十万餘圓に過ぎず大部分の四百五十一万七千餘圓を未收繰越してゐる状況である。前年度決算で約五百四十万圓減收を生じ、本年度決算で五百六十四万一千餘圓を市町村財政困難を理由

た收入未済額について、前年度の七十三万二千餘圓に対し本年度は二十九万五千餘圓で、ともに成績は上昇している。しかしながら豫算額に比し一百二十八万八千餘圓の減收をみており、これに附隨して事業執行面を制約しているので、前述したようにこれらの歳入豫算見積には一段と検討を加えるべきものと認める。特に農業試験場農業加工所及び工業試験場等の生産物收入状況をみると農業試験場三十六万七千餘圓、農業加工所十三萬七千餘圓、工業試験場一百二十六萬六千餘圓等それゝ減收を生じてゐる實情である。なお農業試験場において作製頒布した農業地圖賣払代金二十五萬圓を本科目の生産物賣払代金に豫算計上し、全額翌年度に持越してゐるが、雜入に計上するのが適當と認める。

第六項 雜入は豫算額五千二萬七千餘圓に対し收入済額四千一百八十五萬四千餘圓で、八百十七萬二千餘圓減收となつており、未收額四百七十六萬六千餘圓に対しても極力收入に努力すべきである。

第十一款 縣 債

縣債は豫算額一億九千七百三十一萬圓に対し收入濟額一億六千六百萬圓で、差引三千一百三十一萬圓の減收となつてゐるが、主として災害土木復旧事業の超過施行工事に対する起債が認められなかつた等が減收の理由である。歲入決算總額中縣債の占める割合は六・五%であるが、各種公共事業の充當財源として重要性が特に高いので完全且つ早期確保に一層努力されたい。

一般会計歲出決算の内容

第一款 議会費

議会費は豫算額二千五萬一千餘圓に対し支出濟額は一千九百八十八萬五千余圓で、豫算額に比し十六萬六千余圓の不用額を生じてゐる。支出の主なものは旅費八百七十五萬三千余圓、報酬一百三十九萬一千圓、吏員給給料等二百六十六萬七千余圓、交際費一百五十萬圓、印刷製本費一百三十九萬五千余圓、備品費一百八萬一千余圓等である。

一、第一項縣會議費、第二項委員会費及び第三項政務調

査会費における食糧費は合計四十数萬圓支出しているが、相當時日を経過した後において支出伺をしている傾向があり、且つ支出手續においても事務局職員の立替払戻の形式により支出しているのは正当でない。債主の請求により支出すべきである。殊に府地における立替払は原則的に認められていないので留意されたい。なおこの点は議会費に限らず全般的に見受けられた。

第二款 県庁費

縣庁費は豫算額二億八千六百七十萬一千余圓に對して支出額二億七千六百三十七萬二千余圓であつて、歲出決算總額の一・一・一%に當つてゐる。豫算に比し一千三百二萬八千余圓の不用額を生じてゐるのは、人件費四百八十萬二千余圓、恩給費一百十一萬二千余圓、印刷製本費

00163

り不當文出している例もあり、本款の食糧費配當及び執行について充分研究考慮すべきものがある。

一、縣職員費需用費中支出科目の適當でないもの、又は各課席の事業費その他経常経費中より支出するが妥當なもの、或は支出の必要を認め難いもの等數多く見受けられたので注意すべきである。

一、会計事務促進費豫算は二十九萬圓計上し殆んど支出しているが、経費が少く、從來例月出納検査定期監査等において指摘或いは要望した事項についても或る程度改善努力はしているものの未だしの感があるので、今後経費を増額しても一般的研修と共に今一層積極的に努力を望む。

一、自動車諸費備品費は豫算全額支出しているが、この外に縣庁乗用車のタイヤー、チューイング購入代二口計三萬五千余圓を關係課に割當しそれぞれ當該課の備品費中より支出しているのが見受けられたが適當でない。

第三款 警察消防費

豫算額五百三十七萬五千余圓に対し支出濟額は五百九萬中より支出しているが科目が適當でなく全くの目的外支出と認める。第五項第十目職員厚生施設費、備品費より支出すべきである。

一、縣職員費食糧費について幹部職員研修会の講師に対する贈答用梨の購入費を農業土木調査費、食糧費中よ

00164

一千余圓であつて、豫算に比し二十八萬三千余圓の不用額を生じてゐる。これは消防費において市町村に配當する消防用ガソリンの割當が少なかつたために繰替金の支出を要しなかつたためであつて、豫算更正をなすべき性質のものである。

實質的な不用額は防火宣傳の広告料、優良消防団及び団員の表彰費等四萬三千圓であつて、この防火宣傳については声の宣傳社のサービスにより、又優良団及び団員の表彰については一般事務費を節減して表彰旗及び功績章を購入する等効果的に執行している結果であつて適當と認める。

第四款 土木費

土木費豫算額は六億六千八百十三萬九千余圓であつて、これに対し支出済額六億二千一百九十九萬五千余圓となつており、歳出決算総額の二四・九%にあたり教育費(二九・〇%)について歳出面における主要の比率を示している。

本年度決算は前年度に比較すれば相良好な結果を示し

ているが、なお、四千六百十七萬四千余圓不用額を生じてゐる点検討の余地が多い。

不用額の主なものを列記すれば

土木出張所費 一、三九四千圓

河川費 四、九〇三

道路橋梁費 一、三三八

産業開発調査費 一〇四

災害土木費 三四、三六三

土木諸費 三、七五四

港灣費 一、三九四千圓

工事請負費 五、一四三

賃金 七八五

原材物料費 一九九

施設費 一三九

備品費 一二九

となつてゐるが更にこれを内容的に見ると

補助負担金及び交付金 三九、二五二千圓

工事請負費 五、一四三

賃金 七八五

原材物料費 一九九

施設費 一三九

備品費 一二九

であつて殆んど事業の核となる経費である。これが不

執行により事業の縮少を來しているが一面人件費、事務費等は節約していない實情である。又災害土木費所屬の人員費豫算を營繕課、建築課に配當しているが、これは土木部内の操作に委すべき問題ではなく縣全般の大局から見て合理性ある人員の配當をなすべきであり、將來職員定数及び豫算の配當については総合的に考究すべきである。もつともこの傾向は土木費に限らず他の事業費の職員中にも多く見受けられるが豫算趣旨を逸脱しないよう留意すべきである。豫算經理面について見ても吏員給の科目更正が多く(港灣費で支出したもの)を建設業法施行費とか、土木事業振興費に更正している等豫算趣旨を度外視した執行が多く科目に対する觀念の欠如が指摘される。

一、第三項第一目道路修繕費において一百十四萬五千余圓の不用額を生じてゐるが、これが原因は財源の道路損傷負担金七十八萬九千余圓減收を來し、ために支出抑制をしたもので、なお三十五萬六千余圓を理由なく

不執行としているのは適當でない。特に道路の修繕については、一般縣民の要望も強く緊要な問題であり、又主管課としても豫算不足を數々ながらこれら財源の確保をゆるがせにし事業を縮少していけることは洵に遺憾である。既定豫算の効果的執行について、このようないことのないよう今後充分努力されたい。

一、第四項河川費、第一目治水堤防費、報償費より八頭郡河原町地内千代川流域において行われた水防演習參加謝礼金を村長に支出しているが村に支出すべきものならば當然收入役が受領すべきであり、又消防団長に正當債主を確認の上支出すべきものと認める。

一、第四項第六目天神川改修費負擔金及び第七目千代川改修費負擔金で合計三千四百三十三萬三千余圓を不用額としているが、これは起債が認められなかつたのである。第八目及び第九目天神川災害復旧費負擔金及び千代川災害復旧費負擔金の支出額二百一十六萬六千圓

00166

は昭和二十四年度分の負擔金であつて前年度において
起債が認められなかつた關係上本年度において縣費を
もつて支出したものである。

一、災害土木費は昭和二十一年災害以來の各年災害復旧
費であるが過年度災害のうち昭和二十一年災害復旧工
事は本年度をもつて完了となつてゐる。災害復旧工事
の實施状況は左表に示す通りであつて公共事業及び單
獨縣費事業を合はせて七〇二ヶ所(含單縣町村補助工
事十八ヶ所)工事費において二億九千四百萬余圓を施
行しており、これに対する事務費として一千一百八十
四萬余圓支出している。この外縣豫算に計上せず直接
國庫より市町村に対して支出されている補助工事は六
七ヶ所、二千九百五十七萬余圓あり、本年度内に総計
七百二十一ヶ所、三億二千三百五十七萬圓の工事を實
施している。不用額の主なものは工事請負費三百七十
四萬余圓であつて國庫負擔金の減收に伴ふものである
が今後は財源確保に格段の努力が望ましい。

災害土木復旧工事實施狀況		區 分	縣 工 事	町村工事	備考
公 共 事 業	(ヶ所)(千圓)				
昭和二十一年災害	四、二〇四	一	一		
ク 一三一 ク	一五、一四、七三	三、四、九七五			
ク 二四 ク	一六〇	五、六六〇	五、六五七		
ク 二五 ク	一七〇	三、六六七	五、八〇三		
計	五五	三九、二八三	七三、五七三		
單 縣 事 業					
昭和二十一年災害	一	一	一		
ク 一三一 ク	一五	二、八六			
ク 二四 ク	一五	五、四四			
ク 二五 ク	一六	八、一九九			
計	八九	三、七六	八、一九九		
合 計	三四、〇〇一	全三、五七三			

00167

第五款 教育費

豫算額七億五千七百四十九万三千余圓に對し支出済額

(鳥取東高校關係外八を含む)
内鳥取大學關係

境高校關係

二、〇四六

二、〇〇〇

東伯高校關係

二、〇〇〇

教育諸費用

四五四

恩給費

七六八

八頭氣高圖書館分館設置費

二、二五〇

これを大別すれば縣立學校關係一千四百六十八万四千

余圓、鳥取大學誘致に伴う協力費八百四十万六千余圓、中

小學校關係五百三十万二千余圓及び縣立圖書館分館設置

費二百二十五万圓その他ととなつてゐる。

更にこれを内容的に見ると

吏員給給料及び職員手當

一八、〇〇三千圓

工事請負費

一二、二六三

備品費

一、五七〇

負擔金補助及び交付金

一、〇八三

教育施設費

八四六

教育委員會費	九九二千圓
小學校費	二、一八二
中學校費	三、一二〇
高等學校費	五、二二一
定期刷高等学校費	五、三六九
夜間高等学校費	八六一
特殊學校費	一、〇八九
通信教育費	一五四
体育保健費	五六六
教育施設費	一二、一二四

旅
 繩
 消耗品費及び印刷製本費
 雜
 光熱水費
 費
 四三〇

繩替金 三七八
二七二
二三九
一三九

消耗品費 金 三七八
二七二
二三九
一三九

雜手當 金 三七八
二七二
二三九
一三九

であり、右のように経常的主要経費である人件費を毎年相當額を不用額とし、好ましくない決算を繰返している事實から見ても定数の決定、豫算の編成及び執行等一連の事務處理に貫した方針を確立すべきであり根本的な検討を加えるべきである。

今更教育の重要性を云々するまでもないが、教職員定数の確保を主張する一方欠員不補充の原則を堅持したいたるに豫算不用額を生じてはいる當局の措置に矛盾するものがある。幸に昨今機運が到來して教職員定数の決定がなされんとしていることは結構なことで、適正規模による豫算の編成とその効率的執行の實現を願つてやまない。

一、第一項教育委員會費で職員の給與改訂に伴う豫算見

般會計より資金の繰入措置をなし經理すべきである。

一、すでに概況に述べたところであるが、第十八項第二

目鳥取東高等學校工業科復舊費豫算二百五十萬圓及び

第七目縣立高等學校復舊費（鳥取西高第一校舎）豫算

三百万圓をいづれも改築費として計上しているが舊建

物古材拂下見積價格（鳥取東高工業科二十七万三千余

圓、鳥取西高第一校舎二十六万余圓）を設計に計上し

新築費と相殺しているのは適當でない。假に古材充用

として請負に附する場合には工事額と古材拂下價格と

それゞゝ區分して見積り一括入札に附し收支の區分を明確化することが妥當と認める。

一、縣立鳥取東高等學校工業科便所増築工事（八万二十一圓）の竣工検査執行にあたり工事監督營繕課技師と請負人が立會検査しているが少くとも上級者又は第三者において検査し公正を期すべきである。

一、第六目教育振興費は鳥取大學誘致に伴い地元協力費として施設の整備に要する経費であるが八百四万六千

積過大により職員給諸手當、計八十六万余圓の不用額を生じているが年度期末の追加豫算措置には特に慎重を期し適正な見積をなすべきである。

一、第三項小學校費、第四項中學校費及び第五項高等學校費、第六項定時制高等學校費、第七項夜間高等學校費、第八項特殊學校費並びに第九項通信教育費の不用額は殆ど教育職員の欠員不補充によるものと、また適正な豫算執行をしていないことに原因しているようであるが、前述したように豫算編成及び執行の欠陥を検討是正し今後議決の趣旨を充分に活かして執行の完璧を期するよう留意すべきである。

一、第十八項教育施設費、備品費より縣立學校備品充實のため各種の什器、器具等を購入しているが、この中で養良農業高等學校實習用として乳牛四頭（十万圓）を購入しているのは適當でない。これは特別會計縣立學校實習費施設費中より支出すべきが妥當である。なお特別會計において才源の關係上經理が困難な場合は一

余圓の不用額を生じている。これは財源である寄付金が豫定通り收入できず六百五万八千余圓の減收を生じたための支出抑制であるが寄付金收入額一百九十八万七千九百六十一圓は翌年度繰越財源として事業の繰延をなしている状況である。又旅費十五万圓を全額不用額としているがこれは鳥取大學期成同盟會において活動費を支出したため縣費の節減となつたものである。

一、第十一項境高等學校整備充實費は水產科の移轉と家庭科の整備に要する經費であつてこの豫算額二百五十分圓のところ一部工事を實施、五十萬圓を支出し残り二百萬圓を不用額としているが、これは一部財源の寄付金使用目的が違うと拒否したため翌年度に竣工事の繰延べを余儀なくしたものであつて豫算計上に際し財源收入に確實性を失いおり全く當局の不手際といふべきである。幸に昭和二十六年度において國庫に依存し補助金受入れの段階にあるが現在なお竣工を見ていな

いため収入済になつていよい。

一、教育費のみに限らず一般に交際費の取扱が區々である。教育長が受領しているもの、事務職員が受領しているもの等があるがこの取扱い及び内容の統一を計ることが望ましい。又第十九項教育諸費において資格認定講習會費、食糧費中より、お茶代一万九百圓を三月三十一日に購入し出納閉鎖近く四月二十八日に支出しているが常識を逸した放漫な支出であつて強く反省を促したい。

第六款 社會及び勞働施設費

豫算額一億五千九百二十二万九千余圓に對し支出済額は一億四千六百四十二万二千余圓であつて、豫算額にして一千二百八十万六千余圓の不用額を生じている。

不用額の主なものは社會福祉關係五百十八万九千余圓、國庫補助住宅關係四百四十六万四千余圓及び國民健康保険關係一百二十万七千余圓等であるが今後改善考慮等を要する点が認められる。

四六戸建設及び補修工事六ヶ所に對する補助金一千八十九万六千余圓を鳥取市米子市外十四ヶ町村に交付しているが、事業執行に對する指導監督經費は僅か十四万余圓程度であるため實地について行届いた指導監督をしていない。鳥取市における昭和二十五年度分二十六戸は今なお竣工を見ていない現状があるので、補助住宅建築については厳格な指導推進が必要と認める。

なお本事業は引揚者福祉事業である關係から厚生課所管となつていてが技術面について建築課と緊密な連絡をはかり補助條件或いは目的に適合させるよう充分留意すべきである。

一、第七目消費生活協同組合指導費については、國庫補助金僅か四十二百圓の交付を受け豫算額五万圓をもつて執行しているが支出済額二万六千余圓であつて指導面においても殆んど見るべきものがない。勤労者の生活基盤となる消費生活共同組合の育成助長並びに指導をなす以上こののような申譯的な經費でなく、今少し經

一、第一項生活保護費の執行については、すでに定期監査に際してしばしば指摘したところであり、重ねて述べることを避けるが生活困窮者の保護に公正且つ積極的な努力を拂うよう留意すること。

一、第二項社會福祉費、第三目引揚同胞援護費については歲入審査の際言及したが、貸付金豫算額の半額以上を不執行としており、しかも事務費は殆んど豫算を消化している状況であつて豫算効果を著しく低下する結果となつてゐる。

一、第四目救濟用物資取扱費及び第五目投産事業振興費は、豫算額一百五十三万余圓中約三分の二に當る一百万圓の繰替金が見込まれているが繰替金が全く不執行に終つており豫算の趣旨が全然決算面に現われていな。しかもこれらはすべて追加豫算措置によるものであるがむしろ更正減額すべきものであり事業執行の無計画が指摘される。

一、第六目引揚者住宅設費については、引揚者住宅一

費を投じて活潑化、もはかるか、若しくは國費を返上しても他のより効果的な面に縣費を注入すべきであろう。

一、第九目義務修理所費について豫算額九十二万二千余圓に對しその半額にも足らない四十三万二千余圓を支出しているが、本事業のバロメーターともなるべき原材の購入状況を見ても僅かに六万五千圓の支出であり九割近くを不執行としている状況である。更に主要財源である使用料の收入状況は十二万七千余圓を收入し四十八万六千余圓の減收を來している。このような状態であり一應收支の均衡は保つてゐるが總体的に見て前年同様事業は全く不振である。運営方法、事業の内容等についても吟味検討の上速かに改善すべきである。

一、第十一目母子福祉對策費について繰替金豫算一百万圓に對し支出済額は七十一万九千余圓であり二十八万円の不執行となつてゐる。これは縣下約一万四千の對象母子世帯より内職資材の繰替購入申込（約二百万円）に對するものであるが豫算措置がおくれたため執

行し得なかつたものであつて今後この種の事項については早期に措置するよう考慮を望む。

一、第三項兒童保護費及び第四項兒童福祉費の決算状況は概ね良好であるが、特別補助金が地方財政平衡交付金に吸收された關係とその他財政の事情により各事業面に制約を受け未だ活動状況は充分とはいえないよ

うである。即ち、各事業に細分化された事業費をもつて漸く消極的な運営をしている程度であり、豫算の越旨目的等に違背する支出も見られ一面批難すべき点もあるが、今後重点的且つ積極的に活動し得るよう豫算措置に考慮が望ましい。なお、兒童福祉施設は漸次整備されつゝあるようであるが更に一層整備充實をはかるとともに積極面に於ける活動が望ましい。

一、第五項國民健康保険費は東伯郡由良町國民健康保険組合直營診療所の設置にあたり地元寄附その他の關係により、年度中途において設立中止となつたためこれに對する國庫補助が打切となり、「百十八万九千余圓

出をなしたものと認めるが冗費節約の折柄厳に戒むべきである。

第七款 保健衛生費

豫算額七千一百九十六万七千余圓に對し支出済額は六千四百九十二万四千圓で豫算額に比して七百四万三千余圓の不用額を生じている。不用額を生じた主な原因はこれが財源の減收（國庫支出金二百五十一万七千余圓、使用料及び手数料一百三万八千余圓、寄付金六十三万二千圓）等に伴つて執行減したため或は繰替金の不執行によるものであつて、一應收支の均衡を得ているが個々の事業についてその執行の内容を見ると豫算効率の面で改善努力をするものがある。また支出済額六千四百九十一万四千余圓（縣職員費を除く）の内三千八百五十三万余圓を本廳において支出し各保健所及び診療所等出先解ににおいては二千六百三十九万余圓を支出している状況であるが第一線の強化充實が緊要と認める。

一、第一項第一目保健所費で二十万四千余圓の不用額を

の不用額を生じている。これらは事前計画の粗らうに因るものであるが國民健康保険制度再建の緊要性にかんがみ今後一層慎重を期し計画の完遂をはかることが肝要である。

一、第七項勞政費について、勞働事情調査研究費、借料及び損料より勞働、諸設備材料借上料として三千九百圓を倉吉町河田勉三に支出しているが支出内容が不明である。また前渡資金、立替拂が多く殊に廳地における筆耕料まで前渡拂としているのは出納當局においても事前に注意すべきである。

一、第八項職業安定費、第四目緊急失業對策費、食糧費豫算額九千一百二十六圓中八千余圓をお茶代として購入しており、しかも三月三十一日の購入が多い。また印刷製本費より一万七千六百五十圓、タイプ用原紙代として縣營印刷に支拂しているがこれも全部三月三十一日の購入となつていて。これらはすべて年度末に至り豫算残額を生じるものと費消するため不急不用の支

生じており、その虫の一つとして醫師囑託手當の執行減があるが、専任醫師の不充分な状況下にあつて豫算運用に當を得たものとはい不得ない。

一、第三項傳染病豫防費、第一目傳染病豫防費について二十九万二千余圓の不用額を生じているがこれは密航船検疫のための旅費その他支出を要しなかつたためである。

一、第三目寄生虫豫防費について四十五万五千余圓の不用額を生じているが、市町村に對する驅虫藥購入繰替金三十二万三千圓が主なものである。なお改良便所設置補助金を十二万三千余圓も不執行としているが農村の保健衛生確保上今後更に積極的獎勵指導に努力すべきものと認める。

一、第四項結核豫防費、第一目結核豫防費について四十六万二千余圓の不用額を生じているが、これはレントゲン自動車の購入がおくれたためこれに伴い検診が豫定より少く、ひいては國庫補助の減收を來たし執行を

抑制したものであつて今後における活用を期待するともに、全国的に見て結核死亡率の高い本縣の結核豫防対策に万全を期するよう積極的努力を望む。

一、第五項診療所費は八頭郡池田村及び東伯郡山守村の縣營の診療所であるが職員費支出四十二万五千余圓を除いても事業經營不振の状況であつて歳入欠陥を生じている現状である。純縣費を増額して活潑化をはかることも一應考えられるが、元來無醫村對策の一環として設置されたものでありこの際国民健康保険組合の直營診療所として地元村に移管を考慮すべきであろう。もつとも池田診療所は本年一月より村營移管となつたが妥當な措置と認める。

一、第九項公衆衛生取締費は豫算額に比し六十五万五千余圓の不用額を生じているが、これは主として衛生事業許可等手数料收入見積過大のため減收に伴う支出抑制であるが、豫算更正に際しては一層適切な見透しが肝要である。なおこれに關連する衛生事業許可等手數

料充當事業は各般各科目に亘つており他の特定財源の収入狀況に照しつゝそれぞれ充當の調節をはかつてゐるが支出面に於ける計畫執行に一段の配意を望む。

第八款 産業經濟費

豫算額五億一千三百十七万九千余圓でこれに對し支出額は五億四百六十九万余圓出決算總額の二十二%となつてゐる。不用額は八百四十八万五千余圓であつて本豫算額より見れば一・七%弱に過ぎないが個々の科目或いは事務事業別決算上より見れば相當高率の不用額となつてゐるものがあり今後研究すべき問題を包藏している。なお本年度決算の状況を前年のそれに比較すれば著しく改善のあつたがうかゞわれ結構であるが、冒頭にも述べたように知事の政策に副つた総合的關連性のある執行には未だしの感がある。今後この点について特に留意し重点的且つ効果的な豫算編成並びに執行を希望してやまない。

一、從來定期監査の言及したところであるが格別產

業經濟費豫算は地方事務所を通じて執行するものが多いためにかゝわらず、充分な活動を期し得る豫算の配當を爲さず本廳中心の執行をしていることが本決算審査を通じても認められる。出先機關の統合等行政組織の問題とともに豫算の効果的な配當について根本的な検討が加えられるべきであろう。なお旅費需要費等は各科目とも例外なく計上し殆んど消化しているがこれらも權限の委譲によつて相當額節約することが可能と考える。

一、第一項農業費、第二項農業調整委員會費より縣協議會に對し二十萬圓、各郡農業調整委員會に對し一百十

七万三千余圓、縣農業調整委員會に對し八十萬圓の補助金を交付しているがこれに對する事業成績並びに決算報告を徵していないのは適當でない。

一、第六項農業試驗場費豫算額は三百七十三万五千余圓であつて支出額三百六十四万五千余圓（外に縣職員費四十万三千余圓）であるが一部財源である農產物賣

拂代、農業地圖頒布代及び國庫補助金等の減收により約四十萬圓の歳入欠陥を生じてゐる。一般にこれら特許財源の見積に過大の傾向があるよう見受けられ、充分検討を要するが廣範にわたる試験種目について一層成果をあげ且つ本縣農業の技術的改良に直接役立たせるためには施設の整備、内容の充實を圖り重点的な支出を圖るべきものとと思う。

一、第九項經營傳習農場費について傳習生に對する食糧費補給金一人當り月五百圓を支出しているが給食費及び給食費辨償金の經理出納せず明確を欠いており改善を要するものと認めた。

一、農業費關係の各科目内における事業は廣汎多岐であるが相互に關連を有する事業の豫算執行は各主管課により區々であつてしまい細分された豫算をもつてしては徹底を期し得ず中途半端に終つてゐるようである。主要食糧增產對策費、農業振興事業費、協同農業普及事業費、食糧增產與農運動費等も總合性のある一連の

00176

企画執行を望む。

一、第三項林業費は豫算額一億三千二百二十四万八千余圓に對し一百三十三万余圓の不用額を生じてゐるが、これは主として林產物、木材木炭検査手數料証紙元壳捌人に對する手数料を收支相殺したゝめ及び縣營由良苗圃における樹苗の生産收入減少に支出抑制であるが、總体的に見て收支の均衡を得て概ね計画通り執行してゐることは結構である。しかしながら豫算執行に改善すべきものがある。たとえば、海岸砂地造林事業費豫算を八頭地方事務所及び日野地方事務所に令達し執行させている等適當でない。また年度末期に多額の補助金、委託金等を支出しているが検査検定の公正をはかるは勿論、計画的且つ早期に交付すべきである。

一、第四項蠶業費について豫算執行に留意すべきものが多い。食糧費は殆んど前渡資金及び立替拂であり、燃料費まで前渡支出している。また蠶病豫防施設費賃金で本廳蠶糸課ストーブ掃除人夫賃三千九百圓を支出し

てゐるが目的外支出と認める。この例は他の事業経費中にも見受けられるが適當でない。

一、第五項畜產業費について豫算額二千八百五十四万余圓に對し支出額一千七百二十七万八千余圓で一百二十六万二千余圓の不用額を生じてゐるがこれは家畜傳染病豫防費、酪農獎勵費及び飼料對策費等において国庫補助金、手數料、寄附金等豫算見積過大による收入減による支出抑制である。一方年度中途において追加豫算措置をしながら不用額を生じ、また歳入欠陥により縣費を充當する結果となつてゐる点考慮すべきである。

一、第十三目第十五回連合畜產共進會費扶助費中より罹災死亡者の移送に從事した畜產課技師二名分の滞在費、鐵道賃等一万四千余圓支出しているがこれは旅費中より支出するが正當である。また借料及び損料中より會場借入費八千圓支出しているが算出基礎が不明である。

一、第六項商工業費第一目中小企業等協同組合指導費に

ついて和紙その他生産施設に對する補助金一百二十二万五千圓支出している。交付に當りそれゞゝ實地検査復命書により確認しているが出張を命じていない下僚の實地検査復命書に課長が檢印しているのは單なる書類形式にすぎないものと認める。

補助金交付に當りこのような措置は嚴に戒むべきである。

一、第十目工業試驗場費では一百五万八千余圓の不用額を生じているが、これは一般經濟界不況のため生産物收入の減收によりやむなく支出抑制したものであり、内容的に見て本場運営の基礎的經費である原材料費及び賃金等を相當額不執行としていることは再考を要する。

元來各種試驗場において獨立採算制を強いることは問題があるが年々このよくな決算を繰返し事業の不振を歎いていることはもはや精算すべき事柄であり大局的見地に立つて能率的運営に企画性を望む。

一、第九項第十三目、食糧增產獎勵費中モデル開拓農村建設事業の一環として香取開拓團に建築補助金として三十万圓を、また縣開拓協會に活動費補助として二十

万圓、滿洲引揚開拓團体の自興會事業補助金二十万圓を交付しているが事業成績及び決算報告書を徴していないのは適當でない。

一、第十項耕地事業費は豫算額一億一千三百八十七万一千余圓に對し一億一千二百二十八万二千余圓を支出し一百五十九万余圓の不用額を生じているが、これは主として工事材料繰替金であつて統制撤廢により一百万圓全額不執行としたものであるが年度中途において豫算更正の措置をすべきである。

第十二款 公 債 費

豫算額七千六百十万二千余圓に對し四千二百八十八万四千余圓を支出し殆んど豫算額の半額近い三千三百二十一万七千余圓を不用額としているがこれは主として昭和二十二年度職員の給與改善費充當の政府借入元利金を償還しなかつたものである。

一、公債費通信運搬費中より廳内縣政記者室の電話使用料及び通話料を支出しているが縣廳費、通信運搬費よ

り支出すべきものと思う。

第十三款 諸 支 出 金

豫算額六千五百十七万三千余圓に對し六百八十七万五千余圓の不用額を生じているがこれは市町村吏員恩給組合に對する補助金で、縣財政の事情により昭和二十四年度以前分の一部を交付したのみで計画通り支出しなかつたため及び寶くじ當選賞金未受領による自然残一百十四万四千圓が主なるものであるがその他の中には當然豫算更正額すべきものも認められる。

一、第十三目市町村財政指導費旅費で人事課職員の大坂付金陳情等の經費二十三万三千余圓の支出が見受けられたが豫算措置を講じ縣廳費食糧費より支出すべきが安當と認める。

歳入歳出決算の結果繰越金を生じた主な原因

歳入歳出差引残額

七千四百四十三万五千四百四十九圓九錢

右殘額を生じた主な原因は次の通りである。

豫算額に比し著しく增收となつてゐるもの

千圓

國 庫 支 出 金

三、一一九

職員費の支出減によるもの

一 般 職 員	四、七八二
教 育 職 員	一四、八二五
小 計	

天神川改修費金

金

四、九一一

四、七八二

一四、八二五

二三、四六二

一八、六八〇

二、〇〇〇

五〇〇

二、五〇〇

純縣費で多額の不用額を生じているもの

公 債 費

二七、五〇〇

縣廳費需用費その他

七、八〇〇

恩賜費及び退職料

七、五七八

市町村恩給組合交付金

四、六〇〇

一、一四四

寄 附 稅

七九九

雜 收 入

一、五八三

小 計

一三、九八七

財源收入濟で不用額を生じてゐるもの

教育振興施設費(鳥取大學)

一、九八七

千代川改修費負擔金

六、四九一

第二回寶くじ賞金残額

一、一四四

00180

職員共濟組合交付金

小計

六五五
△一五、四八八授業料
△四、九五五
計
△二〇、四四三七三、六一〇
八二五
七四、四三五豫算額に比して收入減となつてゐるもので右金額より
控除すべきもの

地方財政平衡交付金

三九、二七七

再差引

八二五
七四、四三五

特別會計歳入歳出決算額

會計名	歳入	歳出	歲人歲出差引殘額
災害救助基金	一、八三、〇七、七	一、七七、九九、〇〇	四七、〇二、七三
就學獎勵資金	三三、四二、〇四	三一、〇〇〇〇	五四二、〇四
學校生徒獎勵資金	西、五四、夫	六、三五〇、〇〇	八、三四、夫
縣立實業學校實習費	一、五四七、三九、〇〇	一、三六七、一七、〇〇	一〇、三三〇、〇〇
印刷事業費	五、九三、四三、三	五、三五、一五、〇〇	十六、〇六七、三
減債基金	六、三三、七四、夫	五、五七、〇〇〇、〇〇	十六、七四、夫
自作農創設維持獎勵資金	三七、九三、八	三四、三七、〇〇〇、〇〇	三六〇、八、五
畜牛增殖獎勵事業費	九八、五六、九	三一、八、〇〇〇	四六、六九七、九

競馬事業費	二三、八三、八〇、九	一〇九、五九、〇〇七、〇六	三、三七、八〇三、四三
無畜農家解消事業費	一、八六、一二、九	一、八〇七、九三、〇〇	八、二五三、一九
縣立中央病院事業費	三、六五、四九、三	三〇、五九〇、二八、四	一、〇三五、二一、〇
競馬事業費	二、二七、〇四六、三	三一、六九、九〇三、〇〇	三、一四、三
合計	一一三、八三、八〇、九	一一〇九、五九、〇〇七、〇六	一一三、三七、八〇三、四三

特別會計決算審査の内容

特別會計は本年度より男女青少年團體事業獎勵資金及び教育資金の二會計を廢止し災害救助基金外十會計であるが審査の結果本決算是いづれも正當と認めた。しかしながら殆んど事業實施のない學校生徒獎勵資金及び就學獎勵資金その他について特別會計として存続する意義の乏しいものがあると考えられるので整理について考慮されたい。

一、各特別會計歳入決算總額は一億一千二百八十二万三千八百十圓四十九錢であつて豫算總額一億一千一百五十六万九千四百十七圓に對して一百二十五万四千三百九十四圓余の收入増を示し、また歳出は豫算總額に對

し支出總額一億九百五十五万九千七圓余となつてゐるので結局特別會計決算總額に於て三百二十六万四千八百三圓余の剩餘金を生じ翌年度に繰越している。

繰越金を生じた主な原因としては縣立中央病院事業會計では職員の欠員を補充しなかつたとの看護婦養成所の開設認可がおくれたため歳出豫算を不執行とした等支出抑制のほか施設が漸次整備充實したため病院使用料が增收となつた關係であり、減債基金會計では利子收入の增收、また印刷事業會計では人件費その他経費の節約と事業收入の增收により残額を生じてゐる等が主なものであり今後公企業の經營に一段の工夫改善を希望する。

一、印刷事業費會計については前年度事業收入は四百七

00182

十一万三千余圓であつたが本年度は四百三十一万二千余圓で四十万余圓減少しているが一方事業費支出面では前年度三百九十九万一千余圓に對し、本年度五百十八万五千余圓で施設の整備充實等の経費を合せ前年度より一百四十八万八千余圓多く支出している。結局繰越額は前年度より九十一万二千余圓の減少を示し七十六万余圓となつてゐる。

一、縣立病院事業費會計歳入決算額三千一百六十一万五千余圓歳出總額三千五十九万余圓で差引一百二万五千余圓を翌年度に繰越しているがこれを前年度に比較すれば歳入決算額では九百五十四万六千余圓歳出決算額では八百九十五万一千余圓それく増額となつてあり順調に運營していることは結構である。昭和二十五年度病院使用料調定額は一千六百九十四万三千余圓(前年度に比し四百二十三万余圓増)となり経常的收入が着々増加していることが認められるが、今後一般施設の充實とともに看護婦養成施設についても不用額とす

ることなく早期に執行するよう留意が肝要である。
一、競馬事業費會計については決算面では三千一百四十四圓二十五錢の剩余金を残してゐるが一般會計より四十八万三千九百二十圓繰入し歳出において一万九千五百四十圓繰出しているので差引四十六万一千二百三十五圓の縣費負擔を残して結末をつけている状況である。

結語

以上昭和二十五年度一般會計及び特別會計決算審査の結果を詳細に亘つて述べたのであるが、縣財政の自主性に乏しい本縣にあつてはその運營に相當の困難が認められるが、本審査の結果より見て今後考究改善の余地が極めて多い。即ち豫算の編成並びに執行については創意工夫を凝らし、極力能率化をはかるとともに、縣民の福祉のため積極的な措置対策を講じ從來の繩張り主義的な悪弊を廃し、良心的な執行がなされることを熱望するものである。又出納當局においても、諸法令規に従い特に審査出納の嚴正適確を期するよう、格段の努力を要望する。

附表

一般會計歳入決算概要

科目	豫算現額	收入濟額	收入未濟額	豫算に比し増△減
縣稅	△六、五六、二六	△八九、三六、〇九、美	△九、四一九、三五、さ	△九、七三、美
地方財政平衡交付金	△四〇、九〇、二六	△三五、四九、〇〇〇、〇〇	△一五、四八、一六、〇〇	△一五、四八、一六、〇〇
公企業及び財産收入	△八、三一、二八	△八、三五、〇五、〇〇	△五、六五、〇〇	△五、六五、〇〇
分擔金及び負擔金	△七、五三、二六	△七、六九、八三、〇〇	△一、三七、七三、〇〇	△一、三七、七三、〇〇
使用料及び手數料	△七、四三、四三	△二、六二、七六、四	△四、五〇、〇一	△五、七三、七四、六
國庫支出金	△八六、九七、七〇	△三、一五、三九、三	〇	△七、八三、三五、〇、奇
繰入金	△三、九五、五七	△三、七三、二七、七	△四、五四、〇〇	△一、三三、三九、六
寄附金	△五、〇四、〇〇〇	△五、〇四、〇〇〇、〇〇	〇	△一、三三、三九、六
縣債	△五、三一〇、〇〇〇	△五、一五、六五、五九	〇	△一、三三、三九、六
合計	△六五、一〇〇、〇〇〇	△六七、六〇、二三一、一〇	△七七、五三、一八	△八七、四四、一一、一〇

00183

00184

科 目	豫算現額	支 出 濟額	不 用 額
議 會 費	三〇,〇三,五〇四	一九,八五,七五,六	一六,六三,三
廳 費	二六,〇一,五〇八	二六,三三,六九,〇一	二六,三三,六九,〇一
土 木 費	六六,一九,九一	五,〇九一,六三,〇〇	六一,九五,五〇〇
警 察 消 防 費	五,三五,一八九	五,〇九一,六三,〇〇	五,〇九一,六三,〇〇
教 育 費	五,三五,一八九	一〇,三八,六八,九	二八三,三三,〇〇
社 會 及 勞 動 施 設 費	五,三五,一八九	一〇,三八,六八,九	一〇,三八,六八,九
保 健 衛 生 費	七一,九七,〇九	七一,九七,〇九	七一,九七,〇九
產 業 經 濟 費	五三,一九,三六	五三,一九,三六	五三,一九,三六
財 產 費	四,三〇,一四	四,三〇,一四	四,三〇,一四
統 計 調 查 費	八,四三,二四	八,四三,二四	八,四三,二四
選 舉 費	一八,八四,六一三	一八,八四,六一三	一八,八四,六一三
公 債 費	六,一〇,一〇,九	六,一〇,一〇,九	六,一〇,一〇,九
諸 支 費	金 一〇,〇〇,〇〇	金 一〇,〇〇,〇〇	金 一〇,〇〇,〇〇
豫 備 費	一〇,〇〇,〇〇	一〇,〇〇,〇〇	一〇,〇〇,〇〇
計 計	一一、六三、一〇〇	一一、六三、一〇〇	一一、六三、一〇〇

00185

款 別	一般會計歲出豫算財源調	(單位千圓) 地財政平衡交付金は縣稅中に含む	同 上	縣 債	縣 稅	繩越金	其 他
豫算現額	分擔金、負擔金及び						
議 會 費	三〇,〇三,五						
廳 費	二六,〇一,〇						
土 木 費	五,三五,一						
警 察 消 防 費	六六,一九,九						
教 育 費	七一,九七,〇						
社會及び勞動施設費	五三,一九,三						
保 健 衛 生 費	七一,九七,〇						
產 業 經 濟 費	一五,一九,五						
財 產 費	四,三〇,一〇,九						
統 計 調 查 費	八,四三,二四						
選 舉 費	一〇,〇〇,〇〇						
公 債 費	金 一〇,〇〇,〇〇						
諸 支 費	一〇,〇〇,〇〇						
豫 備 費	一〇,〇〇,〇〇						
計 計	一一、六三、一〇〇						